

平成26年第10回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第10回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、10番平村議員と11番安田議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12月18日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

本日招集されました第10回町議会定例会の議会運営等につきましては、12月18日に開催されております議会運営委員会において協議し、会期については本日12月25日から明日12月26日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月26日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日12月26日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成26年11月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で、諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。一つ目、平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは本年9月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告申し上げたいと存じますが、報告前に配布しております行政報告レジメにおいて訂正箇所がございますので、よろしくお願いをいたします。報告件名の3点目、平成26年度新入学児童に係るとありますのを、大変申し訳ございません、27年度に訂正をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。それではご報告申し上げます。1点目、平成26年度全国学力・学習状況調査結果についてであります。本年4月22日に実施されました全国学力・学習状況調査にかかわる北海道全体及び管内別の結果が11月25日に北海道教育委員

会のホームページに登載されるとともに、新聞報道等がなされたところであり
ます。また先週発行となりました町広報誌において、平取町全体の平均点を国、
北海道及び日高管内と比較したものを登載させていただいたところでありま
すが、改めてご説明、ご報告を申し上げたいと存じます。本年度における全国学
力・学習状況調査にありましては、文部科学省が全国の小中学校を対象に、悉
皆方式のもとに国語、算数、数学の2教科について調査が行われたものとなっ
ておりますが、都道府県単位での平均正答率の結果にありましては、8月に公
表され、その結果といたしましては、ご承知のとおり、北海道全体の国語A、
B、算数、数学A、Bの全4科目平均正答率は、中学生が全道に比較し2.8
ポイント高い63.7%で、全国順位は33位となりました。小学生におきま
しても、前年度に比較し、5ポイント高い63.9%、順位でいきますと44
位でありました。順位にありましては前年度が中学校は38位、小学校が45
位でありましたので、それぞれ上げてはおりますが、依然として下位に位置し
ているものとなっています。北海道教育委員会が目標としておりました平成2
6年度において全国平均点以上とすることについては、残念ながら達成するに
は至らなかったところではありますが、全国平均点との格差は縮小し、わずか
ではあります、改善傾向がうかがえるものとなっています。また前段申し上げ
ました先月25日に北海道教育委員会が公表いたしました道内の管内別の結果
において、日高管内全体の平均点といたしましては、小中学校ともに前年度に
引き続き、全ての教科において全道平均を下回ったものとなりこれまで以上に
危機感を持つ取り組みを行わなければならない実態にあると考えるところであ
ります。そうしたなかにおいて、平取町の状況を申し上げますと、小学校にあ
りましては、全国の平均正答率と比較し、全ての教科においてほぼ同様、そし
てほぼ同様における上位に位置する結果となりました。また全道との比較にあ
りましては、ほぼ同様、ほぼ同様より上位、さらにはやや高い結果となってい
ます。中学校にありましては、全国との比較において、小学校同様、ほぼ同様、
そしてほぼ同様における上位に位置する結果となり、全道との比較におきま
しても、各教科において、ほぼ同様またはほぼ同様より上位に位置する結果と
なりました。日高管内全体との比較にありましては、小学校及び中学校とも、各
教科において高い、相当高いという結果になったところでもあります。ただいま
までご説明申し上げましたとおり、本年度の学力・学習状況調査については、
結果として良好なものとなっておりますが、このことは、各学校における授業
改善及び学習規律の徹底、また、家庭学習の定着が図られていることに加え、
近年において町が町議会のご理解をいただくなかで取り組んでまいりました、
町単独教員の採用等における指導体制等の充実による効果が表れ、着実に功を
奏してきているものと考えているところでもあります。しかしいわゆるB問題に
おいて条件を設定された記述分野では、国語、算数、数学ともに正答率が若干
低い状況にあることから、課題等を明確にするなかで学校改善プランの見直し
とともに、より一層の授業改善、家庭学習の充実並びに学校等における補充学

習の実施と生活習慣の確立に努めていかなければならないものと考えているところでありますので、教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、学校、家庭、地域と連携した取り組みの充実推進を図って参る所存であります。次に2点目の体罰に係る教職員の懲戒処分についてであります。本年3月の定例議会において、平成25年度中における体罰の実態把握調査の結果概要等ということにおきまして、該当事案が1件あることのご説明を申し上げ、詳細内容等については改めて報告させていただくということにいたしておりましたが、3月以降該当事案に対する再調査が、道教委において行われるなか、26年度に入りましても、道内全体において体罰事案が多く生じたこともあり、道教委における協議時間を要したところでありますが、11月5日付けをもって本件にかかわる教職員について、懲戒処分の辞令交付がなされたところであります。懲戒処分内容といたしましては、11月6日より、1月6日までの2か月間、減給とするものであります。本件にありましては、町内の小学校の教員が、授業中等において複数児童の態度等が悪いことに対し、口頭での指導を繰り返したものの、正す姿勢がなかったことから、感情的となり、こぶしをもって叩くという行為に至ったものであります。教育委員会におきましては、機会あるごとに体罰を含めての服務上の規律保持について、校内研修等をはじめとして、教職員の理解を図ると同時に、体罰の防止に向け、徹底を図るよう指導に努めてきたところでありますが、結果として、大きなけがには至らなかったものの、このような事故が生じたことはまことに遺憾であり、関係児童、保護者並びに町議会そして町民皆様に対し改めて深くおわび申し上げます次第であります。繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては、体罰の再発防止に向け、いかなる場合においても体罰は許されないとする共通認識を教職員間ではかることの徹底に努めていく考えであります。続いて3点目の平成27年度新入学児童に係る就学時健診等の実施につきまして、ご説明申し上げます。本年10月7日となりますが、平成27年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施いたしました。来年度は現在38名の児童が入学予定となっておりますが、学校別に申し上げますと、紫雲古津小学校2名、平取小学校24名、二風谷小学校2名、貫気別小学校3名、振内小学校7名となっております。実施いたしました健康診断等の内容につきましては内科検診のほか、視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、児童の発育状況を調べるスクリーニング検査をあわせて実施いたしました。教育委員会におきましては、この健診等を通じたなかで、児童一人一人の様子を確認し、状況によっては保護者と入学に当たっての相談等を行うとともに、また今月3日に開催いたしました平取町教育支援委員会の協議結果等を踏まえ、児童に対し必要とする教育的支援並びに環境等を整えてまいりたいと考えております。以上、本年9月定例議会以降における諸般の教育行政にかかわる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。9番藤澤議員を指名します。9番藤澤議員。

9番
藤澤議員

9番藤澤でございます。のどの調子がちょっと悪いもんですから、お聞きづらい点をご勘弁をお願いいたします。通告をいたしましてから数日過ぎて、天下の情勢も選挙を踏まえて、大きくかじ取りが動いてきたのかなと、そういう時期に、通告を行った時と、また今、昨日でしたか、安倍第3次内閣が誕生して、それぞれの立場の方々の、それぞれの意見を聞いておりました。まあ、来年のことを言うと鬼が笑うという、昔からの格言といいますか、そういうものがございしますが私は、町の将来を憂えてですね、30年後、35年後というんですか、そういうサイクルで、考え方の一端をお伺いしたいなと考えていたところであります。1年前にさかのぼりますと、道新あるいは地方紙で、子育て、人口減に関するかたちで、子育ての話も出てきたと。通告内容には、地域活性化に向けた子育て支援策についてということですが、事の発端は人口減少というかたちから、この題材を選んだわけでありまして。その新聞あるいはコラム、それからワイドショー随分好んで見ておりましたが、平成40年には全国の自治体が120から140から160ぐらいなくなるだろうと。いうところの合併、町村合併がまた再燃するのかな。しかしながら、そのもし合併が再燃するとすれば、以前の合併と違うところは、多分、これから起きる合併については、もうせっぱ詰まった、吸収されるかどうかのせっぱ詰まった合併になるであろうと、いう解説ものっておりました。そのときに、多分、平取町の場合では、平成37年の数字をもって、どこかの書類にあると思いますが、人口は4300人超、そして、1か月前のある大学の、これは徳島県でございますけれども、主任研究員、人口問題経済研究所の主任研究員の大谷さんという方が、自治体の再編もあるであろうし、人口割でいくと地域割でいくと北海道は、大体10、11というかたちで町村がなくなるであろう。そのときに平取町は、平成40年3800人になるだろうと。恐らくこれは、最悪を想定した場合の3800だろうと思われまして。そういうなかでですね、これは大変だと。それでは、目先のことももちろん大事なんですが、今5400人ですか、5400、500という人口が、2千人も減るといふ想定の中なかで、将来像を考えていらっしゃるのか。確か、選挙前ですね、安倍発足第2次ですか、安倍発足して、地方創生担当される方が石破さん、闊達な議論をされる方でございますが、元気でやる気のある自治体を率先して応援したいと、いいもの、いいプランを出せば率先して応援したい、そして、下りのほうに人口減ってはいかん、減らさないのが私の仕事だと言いつつ切ったわけですね。恐らく、選挙前後にも、各党首、自民党をはじめ、7党首ですか、がそろった討論番組が選挙前後私は5回ぐらい見たような気がするんですが、ひとつのキーワードを見つけたわけでありまして。選挙前と選挙後は多少ニュアンスも変わってきた部分もあるんですが、選挙前

はですね、各党首は、いわゆる経済、外交もろもろについての政策については、各それぞれの立場、それぞれの党の考え方があって議論が白熱すると。相手を非難する場面もあるし、たしなめる場面もあるという展開が多ございました。そして、選挙が終わりました、夜遅くですね、見てますと、やはり依然として、各党の議論はかみ合わない。強引に進めようとする側と、いやそうではないんだと、違うやり方があるんだらうというなかでですね、先ほど言った何がキーワードとして見つけたんだと。これは選挙前、選挙後と一致してるのが、人口問題と子育て問題についてはどの党も否定はしない。逆に、何とかしなきゃならないのだという声が圧倒的多数でございました。これは恐らく、これから10年20年30年先の人口形態を見た上で、各政治家は異口同音にそう思ったに違いありません。また石破大臣が、地方、いいアイデアを応援すると言った2か月後にですね、北海道では、子どもの未来づくりのための少子化対策推進事業、というものを第3期子ども未来づくりというかたちでたたき台にのつけたということであります。まあだから平取町ではどうしたらいいのかということこれは2番目にとっておくことにいたしますが、現実にこの6年でしょうか7年でしょうか、町長の実績をみましてもですね、子どもあるいは人口確保増にかかわる事業というのはほとんどに、入ってるわけですね、どの事業に対してもそれが組み込まれている。顕著なのは、まず、ひぎを交えて聞くということがスタートであったと思います。あと、直接子育て支援、病院の還元事業であったり、それから今のお母さんがたは、あるいは嫁いで来る方、相談も実は受けたんですが、やはり平取本町に嫁いでいくんだけど藤澤さん、トイレは水洗でしょうか。水洗になるまで結婚できませんという相手方の女性の声もあったんですね。それも助成というかたちでトイレの助成というかたち、あるいは住宅リフォームというかたちでやはり、いわゆる子どもの、子育て人口増につながる政策につながってるんでないかということを考えれば、新規就農関係、すこやか赤ちゃんお祝い、診療科目皮膚科ですか、二風谷地区の宅地造成、福祉会の支援、住みやすい子育て、直接恩恵を受けるまだまだハード事業に対してもやっぱり町民のためですから、人口増に可能性のある事業ばかりが目白押しであります。町長もよく新事業を毎年五つも六つもですね、頑張ってるやっつてこられたなど大変、敬意を表するわけであります。残念ながら、選挙が終わると安倍総理はすぐさま、3歳児、5歳児の幼児教育無償化、無料化、これはぼろっと出しましたね。それから、低所得者に対する月5千円についても、公平の観点から出しづらいのではないかと、何が公平かわかりませんが、舌の根が乾くとかこういうことかという、うらやむことにもなるわけです。まあ、今話したことについては、現在と今行ってることと、将来の、いわゆる平成40年のことをさっき話しましたが、まず、概念としてですね、個々にふれる、どこどこの何々のところには、あるいは何歳ぐらいの、何歳の方にはってことになると、ある意味のハラメントになりますし、言葉の圧力、暴力ということにもなりますから、どこどこに何をという聞き方はなるべく避けたいとは思

ますけれども、伺って参りたいと思いますが、1本目の、1回目の質問の終わりにですね、余談を一つ申し上げてから伺いたいと思います。選挙前にですね、政治記者が独自で無作為で1千人にアンケートをとりました。そのアンケートを集計しつつ、永田町の記者が、政治記者が68名、私たちも誰が次期首相がいいんだという、まあ遊び心もはいるんでしょうけども、政治記者も68人、アンケートをとった。それを1千人と68人を足して、上位からということになりましたら、1位は小泉進次郎氏であります。これは有名税ですかね。有名税的な意味でなったのかもしれませんが、2番目が野田聖子氏であります。これは、そのアンケートをとったらしき、おぼしき人物がやや女性大臣、野田さんについても小渕さんにしても子育てやってるから我々の気持ちわかるだろうと、政治記者も実はほとんどの方が子どもを持ってまさに育てて、学校、教育費もかかるという世代の方々ですから、いかにこの人口問題絡めて、子育てが大事なのかなということがわかったわけでありまして。長くなりましたが、まず第1本目として、将来像を大枠でお伺いしたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、お答え申し上げますが、まず人口減少の問題でございますけれども、最近における人口減少については、多くの町村がそうでありますように平取町におきましても、昭和35年の1万3千人台をピークに以降、右肩下がりで推移をいたしまして、現在では5500人ということで、約半世紀にわたって人口が減り続けているところでございます。振り返ってみますと、その要因としては、昔ございましたクロム鉱山の閉鎖、あるいは振内にあります三晃合板工場の閉鎖、あるいは鉄道の廃止、営林署の統廃合等々の時代の変遷とともに、人口が減り続けてまいりました。しかし、町としては対策を講じなかったということではなくて、先人の皆さんが企業第1番目でありました平取カントリークラブのゴルフ場の誘致、あるいは養護学校の誘致、授産施設の整備をはじめ、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、全日制の道立高校の設置、あるいは紫雲古津地区のすずらん団地の分譲宅地など、これまで多くの雇用の場の確保とともに、人口減少歯止め対策に努力をされてきてございます。このような対策がなければ、さらに人口減少が進み、過疎化が一層深刻な状況になっていたのではないかと想定するものであります。平取町としても、少子高齢化や人口流出が進み、基幹産業である農林業が衰退するなど極めて厳しい状況が予想され、人口減少克服、地方再生の推進は待ったなしの課題でございます。人口減少等地方から、大都市への人口流出が続けば、2040年に全国で896の市町村が消滅する可能性があるとして、日本創生会議の試算は社会に大きな衝撃を与えたところでございます。北海道も2040年には、500万人の道民が400万人あまりに減る予測をしております。平取町においても2040年の将来人口は、何も手を加えなければ3千人台になると推計されております。現在人口

減少社会に突入して、国で今進めようとしている地方創生の件でございますけれども、安倍総理はアベノミクスの経済対策とともに、地方創生を打ち出してございます。しかし、その地方創生と裏腹に、国は地方の固有の財源であります交付税の大幅な削減をしております。今年度以上に来年度も削減が見込まれているところでございます。私が思うに、平成13年度の小泉内閣の三位一体改革に彷彿した状況にあるのではないかというふうに危機感を持っているところでございます。今、地方創生と称し、国の指導でやる気のある自治体を指定し、産業や雇用を創出するとしてございます。問題はやる気があっても、人材難やあるいは財政力の弱さにより新しい取り組みができない町村も出てくるのではないかというふうに考えます。そうなりますと、ますます地方と都市との格差が生じるのではないかと思っております。そのためにも、今、地方が求めているのは、国の指導による地方創生ではなくて、地方の自由な発想でまちづくりを行う財源の確保ではないかというふうに思っているところでございます。地方の命綱であります、町の収入の2分の1を占める、交付税を安定確保していただくことが、それぞれの町の特色を活かした取り組みができるし、また、平取らしいオンリーワンのまちづくりにつながるものというふうに考えているところでございます。自らの地域の将来は、自らが決めるという決意のもとに、創意工夫をしながら、町民とともに全力でさまざまな課題解決に向けて、取り組まなければならないというふうに感じているところでございます。また、前段申し上げましたように、人口減少問題については、今始まったということではなくて、戦後の第1次のベビーブーム、1947年から49年、昭和になりますと22年から24年のときに、4.32だった日本の合計特殊出生率は2013年には1.43と低い水準にございます。そこで第1次の安倍内閣におきまして、少子化対策担当大臣を置きながら、少子化対策に取り組んでまいりましたが、残念ながら有効な対策が打ち出せないでいるのが実態でございます。平取町といたしましても、これまで他町に先駆けて、子育てにやさしいまちづくりに取り組み、ある程度の成果はあったものの、まだまだその効果が出ていないのが現状でございます。少子化は将来の労働人口の減少を招き、国の活力や社会保障制度に大きな影響を及ぼします。そのためにも、人口減少をくいとめるためには、出生率を向上させること、また、若者の人口流出と雇用の確保など、多様な取り組みをしていくことが喫緊の課題と考えているところでございます。これまで、四半世紀にわたり過疎対策に取り組んでおりますが、すぐ効く特効薬はありませんけれども、しかし、今、社会の転換期ととらえ、今こそ変化の風ととらえながら、大胆な発想と果敢な行動で平取町の持つ、可能性を大きく開花させなければならないと痛切に感じているところでございますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

9番藤澤議員。

9 番
藤澤議員

9 番藤澤。ただいまご答弁をいただきましたけれども、それでは、具体的に何をしたらいいのかということにつきましては、相当抽象論をもって、特別な秘策を胸に秘めてるということであればこれまた別な話でありますけれども、国、道レベルがそういう方面に力を入れてくれるということが現実のものと確認できればですね、やはり先手必勝で他町より早く書類を出して、そして早く有利な交付金なり補助金なりをいただいて実行する、ということが肝心だろうと。現実の問題として、過去川上町長におかれましては、まさに即効で良い条件のいわゆる補助金なりをもらって、他町がうらやむほどの早い行政を目指して頑張らって成果を果実を上げておられる。そう言いつつ私自身がそしたら何を考えてるかということになるとやはり、個々の策ではなく、やはり社会が取り巻く、理解が一番必要なんであろうと。生活の中で潤いがあって、心安らかに健やかにというかたちで生活してもらうのが一番なんだろうと思ってるわけでありまして。役場から出る係数、あるいは全道研修会に出る、何ページもある何10ページもある数字がのったものを比較させていただくと、経常収支比率など、将来負担につなぐ五つ、六つぐらいの主要な数値が出ておりますが、それをこの管内で同じように並べて比較していくと、やはり平取町が一番堅実に、いわゆる良い家計簿だなあと。最高ではないんですけども良い家計簿だなあと。そうやって頑張ってる時にですね、他町より交付率が交付金額でなく、交付率が下がると。頑張ってるのに、国も道も認めてる、平取頑張ってるな、他町の首長さんも、やあ平取さん頑張ってるなあとと言っていたのに、交付金の下げる率が多い。これではちょっと自治体としてはちょっとやりがいがあるのかなと。そして、またまたテレビの話で恐縮でございますけれども、日本は世界で初めて超高齢化社会に突入するであろうし、まだその高齢化社会の現実というものを検証されてない、イコール今行われている人口減少対策あるいは少子化対策も、検証がされてない。という漠然とした問題も抱えているわけでありまして。2 番目も実は町長にご答弁をいただくということでございましたが、最後に締めくくりとしてですね、また何うとしてですね、教育のほうにも十分その子育て、あるいはもちろん人口減に歯止めをかける問題、両方重要な職を持っていると考えますので、社会教育、生涯教育の面から教育長のお考えも伺ってからまた町長に最後にお伺いしたいと思いますので、教育長よろしくお願いたします。

議長

町長。

町長

それでは先に私のほうで、若干ご答弁を申し上げたいと思っておりますけれども、先ほど来、ご答弁申し上げておりますけれども、この人口減少の問題については、町としても非常に危機感を持っているところでございまして、一気に人口増を図る、というのはなかなか難しいなかで、まず今の人口減少を抑制し、過疎化の進展をいかに抑えるかが最優先に考えていかなければならないというふう

考えているところでございます。また財政状況のお話がありましたので、若干お話申し上げますが、平取町の財政状況につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成25年度の決算の実質赤字比率等4種類の健全化比率について、いずれも健全化基準内でございました。特に、将来負担比率については、町の一般会計の借入金や将来支払うことになる可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、350%が黄色信号であります。平取町は0%ということで、日高管内、また道内の類似団体と比較いたしましても、良好な比率となっております。また、基金残高におきましてもご承知のとおり、第5次の総合計画の最終年次、平成27年には3億程度と推計をしてございましたけれども、これらも一定程度基金として残すことができたところでございます。しかしながら、災害等の緊急の財政支出、また今後公共施設も老朽化してきていること、さらには、少子高齢化社会の進展によりまして、福祉や医療の経費を中心に社会保障費としての経常経費の増加は不可避であり、その抑制は難しい状況になってきております。今後の財政運営については、自主財源が乏しいなかで、極めて厳しい状況が想定されますので、これからも行財政改革の推進によりまして、最小の経費で最大の効果が上がる財政運営を努めていかなければならないというふうに考えてございます。またこれまで、少子化対策をはじめ、定住促進対策など、人口減少対策についてさまざまな対策を講じてございますが、さらに、効果が出るためにもしっかりと検証しながら、行政サービスの向上を図ることが重要というふうに考えてございます。当町のインフラの現状を鑑みますと、老朽化対策は深刻な状況となっております。そのスクラップアンドビルドの選択及び維持にかかる経費の財政的なシフトを迫られることは必至の状況でございます。今後は、地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえながら、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持ちながら、更新、統廃合、長寿命化など、計画的に行うことによりまして、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。そのためにも、情報を常にアンテナを張りながら、国、道の補助金等を有効に活用するとともに、良質な起債することに配慮しながら、財政の健全化を堅持しながら、身の丈にあった財政運営をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

教育長。

教育長

それでは教育分野にかかわります子育て支援対策等につきましてお答えをさせていただきます。子どもたちは限りない可能性を持って生まれ、家庭や地域、学校等におけるさまざまな体験、交流、教育を通して、一人一人が豊かな個性や人間性、社会性といった生きる力を身につけていくこととなります。次代を担う子どもたちの可能性を伸ばし、のびのびと、そして健やかに育っていくよ

うに、子どもたちの主体的な成長を支える環境づくりを目指していかなければならないものと考えます。そのことにおいて教育に関し、環境を整備していくということにありましては、家庭、地域、学校などがそれぞれの役割をしっかりと担うとともに、密接に連携を図るなかで、地域社会全体で守り育てることが肝要になるものと考えます。子どもたちがすくすく育つ環境づくりにおける具体的な考え方ということになりますが、教育委員会として現在取り組んでいる施策等も含め、大きく3点が挙げられるところであります。一つといたしましては、就学前教育及び地域で育てる教育の充実、二つ目は、地域文化とのふれあいを深める教育の推進、3点目が、学校教育の充実並びに学力、体力の向上であります。1点目の就学前教育及び地域で育てる教育の充実ということにつきましては、義務教育就学前において、親と子どもがともに基本的な社会性を身につける上での学習機会の充実を図るため、現在におきましても子育て講座並びに親子体験教室等を開催をしており、今後とも、引き続き自立する子どもの育成を目指す上で、本講座等を実施してまいりたいというふうに考えております。続いて2点目の地域文化とのふれあいを深める、教育の推進であります。美しい自然の中でのびのびと活動したり、地域の中で大人とともに学んだりすることを通して、自然や地域の文化、人のすばらしさにふれあうこと、環境づくりを行うことは、子どもの育成において極めて大切であるというふうに考えますので、積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。事業的には、自然体験スクール、子ども体験教室、子ども公民館講座等を実施するものといたしまして、地域文化への愛着心醸成に努めていくものと考えております。次に3点目の学校教育の充実並びに学力、体力の向上であります。子どもたちが笑顔で、学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら基礎的、基本的な内容を身につけ、みずから学び、考え、行動する力を育成する学校教育を進めていくということにあるものと考えております。学力そして体力の向上にありましては、子どもの生きる力を一層はぐくむため、知・徳・体のバランスを重視した教育の推進について、引き続き取り組んでまいりますが、基礎、基本の定着と活用する力が身につく授業づくりでありますとか、家庭学習の習慣化に努めるとともに、適切な運動の経験と健康、安全に対する理解を通し、健康の保持増進と体力の向上を目指していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても平取町の未来を託すかけがえのない子どもたちを安心して育てられる環境づくりを推進していく必要があります。子どもたちを家庭、地域、学校などが、子どもは地域の宝という共通認識を持つと同時に、連携を深め、そしてそれぞれの役割を担うなかで、地域社会全体で守り育てていくことが求められますので、教育委員会としての、より効果的な子育て支援、子育て施策について、今後とも平取町教育推進計画等に位置づけるなかで対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

議長

藤澤議員。

9 番
藤澤議員

町長そして教育長のただいまの答弁をお聞きして、大枠としては大体伺ったかなという感じではありますが、先ほど、町の数値的なことを私も申し上げました。また町長もふれましたが、特に、将来負担率に孫、子に残す部分、負と言ったらおかしいですかね、ツケをまわす分と言うんですか、に当初、平成19年ころですね、平取町は70、80の数値であった。管内、日胆、苫小牧も含めた管内では大体150から200、夕張は1900幾らというなかで、石油備蓄あるいは、原発を抱えてる町が、その負担率が0と、それ以下の数字は、私の保管してるものには出てないわけですが、平取についてはその後、39、29、7ですか、そして、-3、-9、今は確か-20くらいまでいってると思います。さてそれはよかったなということになるんですが、ふれあいセンターも償還が終わりまして、ぐっと楽になったと。そして、もう平成27年には、基金が0円になるだろうということも覆して今22億ですか3億ですか。そういう大変な努力で、予算以上の果実を上げている、そういうような捉え方をしておりますが、やがて町立病院の建設も線を引くまでになってきたと。そして、今全国的に問題となっている社会的インフラ、都会で言えば高速道路もはiriます。平取町ではもう50年、60年前に埋めた水道管設備も毎年メンテナンスが必要になってくる。まさにこれから、先人たちの頑張ってくれたものを直していく時代にはいって来た。そして、人づくり教育には50年、100年という年数がかかる。そういうことを踏まえまして、先ほど申し上げたように、あれをしてやるんだ、これもしなきゃならんという雑駁なことではなくてですね、大きく心身ともに健康なまちづくりを目指せば、おのずから若者が定着してそして先ほど言った、社会生活にも潤い、あるいは設備が備えられれば当然お嫁さんも来ていただけるというこの心身ともに健康なまちづくり、究極の課題だと思います。あのときに、川上町長時代に決断をして、こういう進め方をやってくれたんだな、よかったなと、そういうふうに、多分それを検証して発言してくれるのは、私のいないときであろうと思いますが、そういうことで、健全な明るい平取、災害のないですね、明るい平取、まちづくり、それについて、総論として町長の考えをお伺いして終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは、総じて申し上げたいと思いますが、今申されたように町民の健康づくり、安全で安心して暮らせるまちづくりは、やはり、町も議会もやはり同じ目標ではないかというふうに考えているところでございます。先ほど来、人口減少について、これはこれからのなんとしても歯止めをかけるように努力はしてまいりますけれども、しかし、重要なことはやはり人口が減っても、医療、あるいは交通、教育といった生活に必要なサービスを落とさないということ。

それをどう維持していくかということ。さらには、道路や橋梁、公共の施設といったインフラをどう補修をしていくか、地域の産業や雇用をどう開発していくか、これは、これからのまちづくりのキーワードというふうに考えているところでございます。これからの町の将来展望といたしましては、やはり基本的には、第一次産業の発展なくして、平取町の発展はないというふうに考えてございます。そのためにも、基幹産業であります農林業のさらなる基盤強化とともに、農林畜産物の6次化による、産業の創出でございます。平取町には新鮮な農畜産物、きれいな空気にきれいな水、恵まれた豊かな自然がございます。また、古から栄えたアイヌ文化がございます。これらの平取町の持つ、地域資源を有効に活用しながら、交流人口の拡大を図りながら、若い人たちが夢と希望を持って働くことができるまちづくりに最大の努力をしなければならないというふうに考えてございます。また、次の世代のためにも少子化対策、子どもへの投資は次の世代、未来への投資であるというふうに考えてございます。21世紀は、本格的なグローバル化時代を迎えまして、世界で活躍できる世界観を持った平取っ子を育てることが、日本を支え、また地域を支える人間になるものというふうに考えているところでございます。現在第5次の総合計画も27年度で終了しますことから、本年度から町民で構成する総合振興計画審議会のもとに第6次の10か年の総合計画の策定に取り組んでいるところでございます。多くの町民の意見をいただきながら、平取町の進むべき方向について、定め、取り進めてまいりたいと考えているところでございます。今後とも町を元気にするために、慎重かつ大胆な発想でまちづくりに取り組むことを申し上げまして、答弁といたします。

議長

藤澤議員の質問は終了します。続きまして、6番千葉議員を指名します。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。本日は、人口減少対策と少子高齢化への対応ということで、質問を進めていきたいと思っております。当初に藤澤議員のほうから、その人口減少にちょっとふれた中身の質問がありましたけれども、私の場合はちょっと角度を変えながら将来的な取り組み、その他政策的なことについて深く伺ってきたいと思っております。承知のとおり、先ほども言ったとおり、町の場合は昭和34年がピークの人口で1万3千人以上いたときがありまして、本当に先ほど町長申し上げたとおり、何も手を加えてこなかったわけではないんですね。やっぱり時代の変化と、さまざま産業が衰退していった。そういうものから、今、平取町目指してる方向というのはやはり基幹産業の農林業はじめですね、それに付帯するかたちで、何とか町の産業が成り立っていく。こういうふうに私も考えておるわけでございますけれども、私はただこのまま放置して、何もしないということではなしに、いろんなことやってきたなかでもさらにやっぱり人が減っていく。これはもう現実的にですね、顕著に、数字の上で出てきてるわけです。

ね。やはり私はここら辺で一度、やってきたさまざまな政策的なこともですね、振り返って検証してみる必要があるのかなというふうに思っております。ほかの地方公共団体、まあいわゆる自治体はじめですね、さまざまなこのことは悩んでいるのも事実ですよ。なかなかそして芽を出してこないというのも事実だというふうに思ってますけども、そんななかでもやはり自治体によっては、さまざまな趣向を凝らした対策にですね、一定の成果をやっぱり出してきてる自治体も、市町村もあるということもまた事実でございます。将来平取町として、そんななかで人口減少対策、それと、少子高齢化への対応はどんなかたちで取り組もうとしているのか。本日は、項目別に4項目ほどあげて伺ってまいりたいと思います。まず一番最初に基幹産業である農林業のうち、今回は的を絞って農業振興対策につきましてですね、将来に向けた取り組みや考えを伺っていききたいというふうに思っております。現在も今進めている新規就農者対策や農業の後継者に対するさまざまな政策を町独自で打ち出してやってる部分、これは私は非常な良いかたちで今推移してるのかなというふうに思っておりますけども、ただやはりそんななかでやはり2代目、3代目ということになってきますとね、やはり多額の設備投資、近代化へ向けた農業の、いわゆるその資金面、そんなことがちょっと懸念してるんですよ。それとか、やはり新規就農の方それぞれ頑張って定着率高いことは言うまでもないんですけども、やはり今後はですね、例えば水田だったとこの跡地とか、離農してったとこの跡地、それから休耕地含めてですね、やはり施設野菜をやっていく上で、公的な、いわゆる良い条件である道路のすぐ側とかね、例えば電源、水道もうすぐ確保できるとかいろんな条件あると思うんですけども、あるいはその沢水がすぐ近くからとれるよとか、いろんな条件あると思うんですけども、その休耕地に対するですね、対策とか、例えば古い建物残ってる、離農してった農家の人たちのですね、住宅をどういうふうにやっていくのかなっていうのもちょっと私は心配をしているところなんですけども、まずもって、今後、この新規就農対策、それから農業後継者対策等についてですね、今の現状のまま推移していくのか、それとも新たなまた違った角度で捉えていこうとしているのか、まずもってその部分についてお伺いをしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは、ご質問のほうにお答えをしたいと思います。平取町の基幹産業であります農業におきまして、農業の高齢化と後継者不足が心配をされておきまして、農家戸数の減少は深刻なところでございます。ちょっと古くなりますけれども、平成23年に作成しましたアグリビジョン、これは平取町農業振興計画でございますけれども、それにおきまして、平成22年4月現在の販売農畜産業者につきましては、278名ということでございます。そのうち、農協の組合員である267名につきまして、年齢構成だとかそういう部分について統

計をとっているところでございます。平成22年4月での農業者の平均年齢につきましても55歳ということでございます。この4年間で経営移譲や廃業等ございますけれども、大幅な代替わりはないということで推計していきますと、平均年齢につきましても、そのまま4歳程度増えてきておりまして、現在59歳程度になっているんじゃないかというふうに考えております。年齢構成につきましても50代が全体の27.3%と最も多くありまして、次いで60代が23.6%、40代が21.3%となっているような状況になってございます。年齢構成を平成22年の国勢調査と比較してもですね、40から50代の働き盛りが町全体の平均に比べて、農業の場合は16%以上多くいるということで、現在の農業の担い手は充実している状況になってございます。ただ今後推察した場合、20代で農業を継いでいる方が1人もいないということや、全体の半数を占める50から60代の方が高齢となる10から15年後、年齢構成の逆ピラミッド化の急速な進行などが懸念をされているところでございます。後継者につきましても全体で267の農家に58人というような状況になってございます。経営主に子どもがいる場合、後継者候補としてその部分をカウントいたしますと、その数については100名ほどということでございまして、後継者58人と合わせて158名ほどというようなかたちになってございます。後継者候補が全員後継者となったというようなかたちで計算しても現在いる農家が100以上減るといような状況になるということで、引き続き、新規就農の農業者等を受け入れていく必要があるというふうに考えているところでございます。平取町の新規就農、また後継者対策ということでございますけれども、平成5年より新規就農促進対策事業を開始しております。当時につきましては、Uターンですとか後継者対策で始まってきております。平成7年には北海道農業担い手センターが設立されたのに伴いまして、平取町もその会員となりました。平成9年に平取町として新規参入者受け入れ要領を作成しまして、当時の受け入れ作目としましては花でございますけれども、東京で行われました就農相談会に初めて参加をしております。平成10年より農業研修生の受け入れを開始いたしまして、平成11年に受け入れ要領を変更し、現在の施設野菜、トマトを追加したところでございます。同年に平取町新規参入者受入対策協議会を設立しまして、翌年平成12年より平取町新規参入者就農促進対策事業を開始するとともに、紫雲古津に実践農場を整備しまして、農家研修後に実践農場で自らトマト栽培ができるようになっております。また平成22年には振内にも実践農場を整備しまして毎年2名の研修生を受け入れしていく現在のシステムができ上がっているところでございます。町が行っている事業としましては、平取町農業者就農促進対策事業で、Uターン後継者を対象として就農時に施設ハウス、畜舎の取得や増改築に対しまして、400万円を限度に2分の1補助を年間2名、予算をしているところでございます。平成7年から現在まで47戸が活用しておりまして、金額にいたしますと2億円程度支出をしているところでございます。また、平取町新規参入者就農促進対策事業では、就農時

の施設機械の取得の経費及びリース料に対して、500万円を限度に2分の1補助、これを年間2名分予算しております。平成12年度から現在まで18名が活用をしているところでございます。金額にしますと9千万円ほどというようなかたちになってございます。他に支援対策としましては新規参入者の住宅問題の解消策として、研修生住宅を振内地区、紫雲古津地区にそれぞれ2棟4戸、合計4棟8戸を整備し、よりスムーズに研修生が平取町に来やすい環境整備を行っているところでございます。また新規参入者の特別研修助成といたしまして、農業大学校で開催されます経営研修や農業機械の研修受講費用の補助も実施しております。また農家研修の際に指導農家の負担軽減をするために農業研修生受け入れ指導謝金も年間4名分を予算措置しているところでございます。また町とは別に、農家の方々を中心として、新規就農者の受け入れと支援をする団体につきまして、振内にネオフロンティア、本町地区にアンビシャスという2団体できておまして、平取町への新規参入受け入れに対して大きな力となっているところでございます。なお現在までに平取町に新規就農した方については、18名ということになってございます。将来に向けた農業振興対策についてはまず、農家戸数の維持が一番重要と考えておりますので、今後もUターンや後継者対策、新規参入者の受け入れにつきまして、引き続き実施していくことと、議員おっしゃるとおりこれまでのシステム以外にも農業を始めたい方の多様なニーズにこたえるようなかたちの施策につきまして関係機関と協議を始めているところでございます。これも第6次の総合計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

今、産業課長のほうから答弁いただきましたけど、とりわけですね、新規就農対策は、やはり全道というか全国的にも非常にうまくいっている地域だというふうに私は捉えております。特にある程度ハードル高くして、年齢的なものもそうだし、家族構成とかいろんなものもあると思うんですけども、それにプラスしてですね、やはり研修住宅整備したり、農業のほうではやっぱり特に施設野菜は指導員の方がしっかりしてるという評判も聞いております。これは私はけっこうなことだなと思ってます。ただ一つ、もう一つそんな農業対策についてですね、やはり私先ほども申したんですけども農業の後継者、いわゆる今からもう何十年か前に農業、開拓で入ってきて何代か続いて、今もう3代目とか4代目の時代になってくるんですけども、やはりこれ以上先ほどちょっと農業人口にもふれてましたけどね、世帯数にもふれてましたけども、やっぱこれ以上減らさない、増やすことは難しいにしてもですね、これ以上は減らさないんだよという、やっぱり歯止めの政策は私必要だなと思ってますんで、それにやっぱりどうしても近代化、農業もやっぱり近代化の時代ですから近代化に向けた取り組み、それから、農業機械もそうですよね、例えばトラクター一つにし

でも、20年前、30年前とはもうぜんぜん機能、装備が違いますし、その分とりわけ価格のほうも高いわけでございますけども、やはりそういったかたちでUターンして農業を続けたいとかっていう、一定の、条件も含めてですね、私は独自の政策、平取町の取り組みがあつていいのかなというふうに思ってますけども、それと先ほどもちょっとふれました休耕地の対策なんですけど、今はね、承知のとおり米の作付け、稲作が減ってきてる分、まあもともと水田だったところに施設野菜の設備、投資をしてですね、トマトを中心に頑張っているわけですけども。いずれですね、やはり特に新規就農者に対しては、改めて、土地あるいはその家を建てれるような条件にみあったとこ、それから搬送とか流通のことを考えれば当然道路の整備もそうなんですけども、良い例がやっぱり平取町振内ですね、川向いの池売、あそこはもう固まって集中してですね、農地も、それから住宅も、良いかたちでできてるわけですけど、やはり受け入れが段々段々増えてくるようだと、年間3人、4人で受け入れて、新規でやられてくるということになると、やはり離農してつた跡地とかですね、そういったところも再考して、考えてあげる必要があるのかなと思ってますけども、これがなかなか私は見えてこないんですよ、前に離農跡地をリレー方式でつないでいくような話もちよつと出てたんですけど、それが全く僕はうまく機能してないのかな。まあ難しい側面もあるんですね。1回休耕して、土地を長年放置しとくと、当然立木も生えてきますし、雑草どころかもうすごい状態になってるから、それを一つ一つということではないんですけども、やはり新規就農で、ここの土地がいいなど。ここでなんとかならんだろうかという具体的な窓口、やっぱり設けていく必要があるのかなと。それに沿って、確定したものから予算をですね計上して、やはりサポートしてあげるような体制が私は必要かなと思ってるんですけども。その設備投資の部分とか機械化、近代化の部分、それから新規就農者に対するですね、今後の受け入れ体制のあり方について、その辺、現実的なことを含めてですねもう一度ご答弁いただきたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。新規就農で来られる方の農地の確保、また離農していく方の農地が荒廃していくんじゃないかというような部分等の質問かと思えますけれども、新規就農者に対する農地の確保につきましては、うちの担い手センターといいますか、支援センターのほうで窓口になりまして、新規就農で来る方の農地の確保等については、そこが窓口になって対応しているところがありますし、先ほど言いました振内と紫雲古津地区にできております民間の受け入れ団体のほうですね、ネオフロンティアとアンビシャスという団体がありますけれども、そちらのほうでも周りの、地域の農家の離農したいだとか、誰かに譲りたいというような情報をそちらのほうで集めていただいてそれを町のほうに情報として流していただいたりですとか、実際に新規就農される方の農

地として今までもその部分で提供したりというようなことで、役割を担っていただいているところがございます。農地、なかなか施設野菜に特化していくと面積が広すぎてですね、次に入ってくる方についても最低限、うちの場合については就農する際に1200坪で始めてくださいというようなかたちで取り組んでおりますので、それが3町4町というようなかたちになりますと、なかなかその部分を全部新規就農者の方が受け入れをして担っていくというのはなかなか難しい状況、資金の面ですとかそういう部分もありまして、最低限、施設野菜をやっている面積を必要としているようなかたちです、その部分のマッチングはなかなか難しいかたちになっております。離農される方、誰かやっていただける方を探してる農家についてはすべて農地の部分についてもまとめて引き受けてもらえればありがたいという部分もありますし、新規に入る方については必要最低限の資金で経営していただける部分の面積を求めているということがありますので、その部分についてもですね、大きな面積の農地をどのようなかたちで新規就農の方に引き継いでいくかという部分を今後検討していかないとだめかなというふうに考えております。また第5次の総合計画の中身のほうをまちづくり課のほうで各自治会との懇談会等に出てきている意見の中でも離農される方については、ハウスを含めて新しい人にできればというようなこともありますので、今現在は新規に建てて、リースでというかたちになっておりますけれども、そのように使わなくなっていくハウスですとか暖房機、そういうものについても新規に入ってくる方、また後継していく方にどのようなかたちでつないでいくかということ、検討していかないとなかなか難しいかなというふうに思っています。また農地の売買ですとか貸し借りについては今年度から農地中間管理機構という、新しいかたちができるので、そちらを通しながら荒廃していく土地がないようなかたちで、対応していきたいというふうに考えております。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

今お答えいただいたことで、できるだけ農業、またスムーズに発展していくような方向で捉えていただきたいと思います。そんな中で私は、農業といっても幅広いわけですけれども、この新規就農者対策というのは、先ほど言ったように、おおむね両輪がかみ合っとうまくいってるのかなと思ってますけれども、その影に潜めてるのがやはり僕は酪農家の人だというふうに、いつも懸念をしております。先ほども設備投資とかね、近代化のこと言ったけど特に乳牛扱ってるところはもう莫大な設備投資やっぴりかかるわけですね。で、かけてもやっぴり2代目、3代目に受け継ごうとしたら、やっぴり施設が老朽化してくればまたさらについていうかたちのなかで、これが一つやっぴり、例えばうちの息子にこの牛を全部引き継いで本当にやっていかれんだろうかという親自身もやっぴり、経営者である親自身も、不安な一面というのがすごくあるのかなと思っ

てますから、特にこの酪農業の振興対策についてはね、当然びらとり和牛の肉牛もそうですし、黒豚扱ってる農家の方もそうなんですけども、一定の私は新たなですね、政策を打ち出してやる必要がある。それから資金面の援助も含めてですね、国のほうでもいろんな、例えば補助金制度あると思うんですね。ただ、なかなか蓋をひらいてみると本当に使えるの、実際使えないしくみがあまりにも多すぎる。条件が合わないと。そんななかで、町の役割はやっぱり一歩サポートしてあげることが私は大事な。その一歩がお金だけでなくてですね、さまざまな条件あると思うんですね。例えば一時話題になりました花嫁対策もそうなんですけども、町としてすべてお金を出す、資金を出す、財源を支出するということではなしに、やはり日ごろのさまざまな話し合いの中からですね何を望んでいるか、やっぱり農業の経営者の意向をやっぱりくみ取っていただきたいというふうに思ってますけども、特に酪農家の方々のお話を直接行って伺ってみれば、やはり先ほど言ったようにまず設備が大変だと。維持していくのが大変。それから、跡取りがなかなか見つからない。それともう一つは、やっぱり地域ブランドとしてびらとり和牛のことあげれば年間300、400の出荷、これはやっぱり希少価値があって逆の見方すれば非常に評価の高いお肉なんですけども、これはいつまで維持して続くのかなという不安もあるみたいですね。ということはやっぱりこれ以上酪農家の数が減ってくると、何ぼ頑張っても、本当に大丈夫か、うちの息子残していいのか、そういうことになっちゃうんですよ。私はそんな中で、平取畜産公社のあり方もですね、私はトータル的に含めて今後の展開どういうふうに考えていこうとしてるのか、非常に気になっております。やっぱり絶対頭数がやっぱり少なければですね、やっぱり、道南の日高のびらとり和牛という一つのブランドは確立しても、なかなかこう、推進して発展していく、出荷量を増やすということがなければですね、これいつか消えるんでないのかなという心配を実はしております。取り組みの中では、全国的に見ましてもですね、いろんな地域ブランドの和牛なんかも取り入れて一つのブランド化をまた再構築してですね、三つ、四つの自治体の特徴ある牛をですね、トータル的に合併をしてですね、名前もネーミングも全部変えて、統一的な方向でやってる自治体もあるようですけども、どうなんでしょうかね、このまま酪農家の数が減って、出荷頭数も400頭前後で推移していくことが私は望ましいとは思ってませんが、今後の展開、理事者側はどのように心配してるのかまずもってそこを伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えをさせていただきます。議員質問されるとおりですね、酪農畜産については非常に厳しい状況であると認識をしております。トマトを中心とした施設型の農業に対して、酪農畜産については、農業経営や農業後継者問題、新規就農者のいずれの問題についても大変厳しい状況でありまして、これらを一挙に

解決していくというのは非常に難しい問題でございます。ただ、難しいということばかり言って何も対策をとらないでいるわけにはいきませんので、まず農家の現状把握、議員先ほどおっしゃられたとおり、農家がどのようなことを考えているのか、どういうことを行政に要望しているのか、というような現状把握をしまして、それぞれの問題点と課題の洗い出し、それらの解決に向けた具体的な方策を明らかにしてまた行政や農協 J A、農業機関、農家がそれぞれ、今できること、またこれから行わなければならないこと、行うべきことを整理しながら早急に対策を講じていきたいというふうに考えております。その際には町民の方の意見も聞き、また議会とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。酪農や畜産に対する質問にありました平取畜産公社の役割につきましても、非常に大きいものと認識をしております。ここ数年につきましては福島原発の事故による保証費等によりまして黒字が計上されてきたところでございますけれども、今年度につきましては収支見込みでも厳しい状況が見込まれているところでございます。びらとり和牛のブランド維持につきましては、年間 100 頭以上を出荷している畜産公社は非常に重要になっておりますし、肥育素牛の販売についても現在は素牛価格の上昇等により、好調な状況ではございますけれども、将来的には肥育農家の減少により厳しい状況が出ていくんじゃないかというふうに、予想しているところでございます。畜産公社も地元素牛の購入に大きな役割を果たしているところでございますけれども、現在の畜産公社の施設、設備、人員等では現状の経営が限界というようなかたちでございます。今後畜産農家、酪農家の方々と十分な協議をしながら、平取の畜産公社にどういうことを望んでいるか、ということ把握しながら、それを踏まえて今後の展開を検討していく考えでございます。それも早急に対策を講じていかないと間に合わなくなるんじゃないかというふうに考えているところでございます。今年の 6 月には北海道酪農畜産協会のほうに出向きまして、畜産公社の現状について説明をさせていただきまして、経営診断と将来のあるべき姿について、調査の依頼をしてきているところでございます。また 9 月には管内の他町の公社や牧野を視察してきたところでございまして、今後その結果が出た段階で具体的な方針について検討していく予定でございます。平成 28 年度から始まる第 6 次の総合計画にそれらの対策について盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

6 番

千葉議員

今のご答弁、本当に謙虚な姿勢で受けとめているんですけども、ぜひ原点にかえってですね、やはり畜産農家が現状抱えてる小さな問題からですね、やっぱ将来どのようになっていくのか、やはりその影にやっぱり、先ほどから言ってる畜産公社の果たしていく役割、これはぜひとらえながらですね、一体化して

ですね、ぜひ進めていってもらいたいなというふうに思っております。次の質問に行きたいと思えます。次の2番目の質問でございますけども、先ほどの藤澤議員のときの答弁にも町長ふれてましたけども、自治体としてはね、人口が減ろうが何しようが医療、福祉、教育の分野だけはこれはもう絶対維持していかななくちゃいけないというのは、これはわかるんです、すごく。私も町長の立場になったら同じことはやっぱりこれ切り離してできないですから。ただ、現実的にですね、私は人を増やしていくということは平取町、現実的な話ですよ、難しいと思えます。今の現状からいったら。横ばいになれば一番理想なかたちかなというふうには思ってますけども、やっぱり5千人を切り4千を切って3千人台ぐらいになってくると、やっぱ就労人口に限られてくるわけですよ。ということは就労人口限られるイコールどういことが起きるかといったら、先ほど町長申したけどもやっぱり自主財源の確保がまずできなくなる。交付税以外何も町として自主財源得るものないとやっぱりかなり厳しくなる。やっぱり求められるのは新規就農を含めてですね、これは良いかたちであるけども、人を増やすまでということには私は、農業の高齢化も含めてですね、本当に横ばいで、これすらも横ばいで推移してくればいいのかなど思ってるぐらいですから、そんななかで私いつも企業誘致のことについて、2回、3回と過去にも一般質問、中道町長時代もしてきたわけですけども、どうも企業誘致はそんなもの来るわけないだろとか、今さら、この平取にどんな企業来るのとかという議論の中で私は入り口付近でもうすぐ終わっちゃってるような気がしてならないんですね。さっき町長もふれてましたけど6次化なんていうのはね、私新たな取り組みで、やっぱり地域としてはですね、やっぱり平取町自慢の作物いっぱいあるわけですから、林業の場合も木材の関係だとまだまだてこ入れをすれば、まだ違うのかなという部分もありますので、やっぱり私はこの入り口付近でいつも議論立ち消えしてるですね、企業誘致これ真剣に考えていただきたいと思えますよ。なぜそういうことを言うかったら、やっぱり働く場がないと若い人が残れない。若い人が残れないということになればさっきの繰り返しになりますけども、やっぱり自主財源の確保ができなくなるんですね、どこの自治体も同じですから。そんななかで、とんでもない、例えば自動車メーカーとか、精密機器のメーカーなんて私は考えてません。もし、原点で入り口付近で停滞してる話があるのであれば、ぜひ農林業の活用を活かしたですね、例えばの話ですよ、今北大のほうとも農業連携して良いかたちでこれから多分進んでくると思えますし、私は一定の勉強会程度からやっぱりスタートしていくのが順当かなと思ってます。そんななかで農業者、一般農業者も含めてですね、北大の農業連携のお力も借りながら、それとやっぱり今現在出ている食品メーカー、主立った食品メーカーたくさんございますけども、やはりそんな会社の役員の方ともひざを交えて話するところから私はスタートすればいいのかなど思ってます。そんななかでやっぱり地場産品を活かしたですね、いわゆる農業生産、林業もそうですけど生産、加工、流通、販売。これやっぱり独自のもの

を目指していけば、一つの小さな企業でも、平取に来てちょっと我々ちょっと工場出してみようかな、二次加工してみようかなっていう気も私は起きると思うんですけど、そこまでいかないうちにいつも議論が立ち消えしている。やっぱり角度を変えて見ればですね、例えば、びらとり温泉のゆからに来て指定管理を受けたアンビックスさんだって、あれだって裏を返せば一つの企業誘致なんですよね。ただ残念なことに、やっぱり働く人が募集かけてもなかなか集まらない。それだけやっぱり人口が減って停滞している。これが顕著な現象ですよ。そうなる前にね、やはり私は、関係機関ともですね、真剣なひざを交えた協議にもう入ってもいいのかなというふうに思ってます。農業は農業で、これはもう政策さっき言ったように続けてもらいたいんですけども、やはりその先へ何ができるのか、平取町将来どうなのかということ含めてですね、やっぱり、農業に関連する、平取町に関連する企業に対して、やっぱり一定のですね、町有地の提供とか、例えばマッシュルームのプラントも、私は流行している有効的にですね活躍している施設だと思ってませんし、それがまだまだ振内では例えば旧八田工業の跡地も木工場として立派なものがまだ残ってますし、いろんなこと含めてですね、優遇策も含めて、もしかみあってくれるようなことあればですね、この1年や2年では私できないと思ってますけども、もう、そういった関連する企業のやっぱり誘致に対して真剣に我々議員もぜひ逆に使ってもらって動かしてもらいたいな。独自にやっぱり、いろんなことやっぱり我々も調べる責任もありますけども、できるだけ共通の話題、共通なその認識を持ってですね、この企業誘致についてどのように考えているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。藤澤議員のご質問にもありましたけれども、今後の人口対策といたしまして平取町が今後維持可能な地域であるという条件の一つとして、生産年齢人口の確保、それから拡大と言いましょうか、そういうの非常に大事な要素であるというふうには認識してございます。今ご質問にあったとおり過去何度か企業誘致に向けての条例の整備ですとか、受け皿の整備について、議論してきたという経緯がございますけれども、当町の、やはり体質といいましょうか、1次産業がやはり当町の基幹産業なんだというような基本的な現実がございますので、そのへんをやはりシフトしていくというような現状があったかというふうに反省しているところがございますので、今後ですね、やはり企業誘致をするということはですね、これは雇用機会の拡大という意味ではそういう人口を定着するという要素は非常に強いのかなという認識ではございますので、総体的にみて大企業等はより安い労働力を求めて海外に行くという傾向がございますので、ご質問の中にあつた当町のやはり農産物ですとか、それからほかにはない自然環境等、こういったものをやはり条件として来ていただく

ような企業誘致をやはりこれからも考えていかなければならないのかなというふうに思っています。それで、そういうことを推進するうえで過去にも検討はいたしましたけども、まず平取町としてこういう企業を受け入れるんだという条例の整備、それから優遇制度等の整備を行い、それから、いろんな利害が誘致することで衝突するような状況も考えられるというようなこともあって、その辺を関係者とうまく調整を図るとかですね、そういったことも必要なんだろうなというふうに考えてございます。今までのそういった経緯も含めて、今後は具体的に予算化するようなものとして、第6次の計画のなかで検討をしていきたいというふうに考えています。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

本当に今まで何もやっても、マッシュルームもそうですよね。一つはやっぱりあれにかけた時代もあったわけですから。ただやっぱり時代の動向というか、ニーズの動きがあまりなかったということで、すぐにだめになった経緯があるわけですけども、つめればやっぱり平取町は農業、林業これを主体に、ほかの産業が付帯して一生懸命やりながら、成長していくというのは、私は基本的にそういう町だなというふうに思っていますので、ぜひ、今遠藤課長答えられたようにですね、前向きにとらえて第6次の部分ではですね、より具体化してですね、進んでほしいなというふうに思っております。どうしてもね、私は、財政支出、お金をかければ何でもできるなんて私ぜんぜん思ってませんのよ。やっぱり知恵とか工夫とか、やっぱもう少しこう絞り出していけば、まだまだたどり着く部分というのはあると思いますので、ぜひこれから検討を進めてもらいたいなというふうに思っております。時間の関係上まだいろいろ聞きたいことあるけど次の質問項目にいきたいと思います。次の質問項目は少子化対策ということでお伺いしたいなというふうに思っています。平取町も先ほど来、町長答弁しましたけどいろんなことやってくれてるんですね。本当に、例えば生まれたときの出産祝い金から、実質義務教育のお子さんたちは医療費が実質無料だと。それから、やはり高校の部分でも通学補助の部分含めてですね、他町からも、いろいろ協力しながらやってる。対策は一生懸命やってるんですよ。やってることは。私はそれは認めたいと思います。ただなかなか、身にならないかなしさも現実ありますね。これ僕もちよっと調べてみたんですよ。少子化対策というか、少子高齢化が進む現在社会ということでテーマでちよっといろいろ調べてみたら、結論的なことですね、もうちよっと時間の関係で結論的なこと言いますけども、やはり自治体における少子高齢化への対応のなかで、大事なことやっぱり就労世代、いわゆる生産人口の世代、特に25歳から40歳未満にかけてなんですけども、女性なんですよね。キーワードは。ご主人は仕事をして、やっぱ働いて勤め先を持ってるよ。例えばうちのだんな農協に勤めてるよ、役場勤めてるよ、あるいはその自営業で商売している、そんな

なかでもですね、多くの女性がこれから先ですよ、高齢化と含めて育児とか、介護の家族的なやっぱり責任をだんだん負っていく、高齢者人口増えて、うちもおじいちゃん、おばあちゃん元気でいてくれるのうれしいけどやっぱり家庭内における介護、で、施設はもうほとんど新しく現時的にできないと思うんですよね。いろんな施設含めて、特養もそうなんですけども。そんななかで、女性が果たす役割としてやっぱりこうした家庭的な責任を負う人でもですね、働く意欲があれば、ぜひ女性もですね就労することができるようにしていくことが重要である、そういったことがですね生産年齢の人口増加につながる、あるいは維持に自治体としての就労人口の維持につながっていくというようなものもあるわけですけども、私は、今までやってきた事業を含めて、やはりもう一度冒頭言ったように、再度立ちどまって、検証していく必要があるな。出産祝い金も私は、良いとか悪いとかという議論でなくて、ありがたいんです、皆さんね。いただく方は。それはそれでもう結構なことだと思ってますし。それから、町税の1%事業、あれも非常に拡大してって、私はすばらしいことだなと思ってますし、認めることは私たくさんありますけども、やっぱり一度立ちどまって本当に効果があるものかどうかも含めてですね、あるいは、私は一番心配してるのは平取高校ですよ。ということは、18歳未満のこととしてこの少子化対策に対してふれるのであれば、やはり存続が危ういということであれば、当然高校自体の特徴ある施策も必要だと思うんですけども、じゃあ、今、何が、町として何がやってもらえるのか、何をやればこう将来の少子化に対して一定の歯止めをかけられるのかということだと思うんです。やっぱり先ほどちょっと農業者でもひざ詰めた、あるいは酪農家の話もあったんですけども、やはり今現在いる、特に若い世代のお父さんお母さんたち含めてですね、別な集まりの場、話を聞く場というのをじっくりやっぱり事務的なことではなくて伺っていく、そんななかから、私は少子化対策についても、一定の方向づけができていくのかなというふうに思ってますけども、一度検証するということと、効果が本当に得られてるのかなということも含めてですね、見直しも必要かなという部分も私はあると思いますので、それに対して、今言った若い世代、特に子育てをしている世代のお母さま方でもいいですよ、ひざを詰めた協議、もうやっぱり生の話として、もっと違った機会にですね、求めてやっていくということが必要だと思っているんですけど、この少子化対策について、今後、町としてどのように考えて捉えているのか、お答えいただきたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、平取町では今、質問されたように、いち早く他町に先行しながら、子育ての支援の医療費の助成事業、あるいは放課後の子ども教室の開設、それからすこやか赤ちゃん誕生祝い金の助成事業、また特定不妊治療の助成事業、保育料の引き下げ、学力向上の

ための教員の加配事業等々に取り組んでございますし、また高校生に対する支援につきましては、これまでも特色ある学校づくりの一環ということで、福祉コースの支援等に助成をしておりますが、さらなる支援の拡大につきましては、高校存続との関連もありまして、これまで地域の方々の検討委員会で十分協議されまして、答申をいただいているところでございまして、新年度に向けて、予算措置をしながら、さまざまな取り組みを実施することとしてございますので、ご理解を願いたいと思います。また、町といたしましても、これまでの少子化対策も十分に検証しながら、いままでやってきたことが十分だということではなくてですね、まだまだ満足はしてございません。そういった意味で、子育て世代の方々のニーズもしっかり受けとめながら、さらに効果的な対策を講じてまいりたいというふうに考えてございますので、総論としての話を申し上げたいと思います。

議長

千葉議員。

6 番

千葉議員

そうですね、残念ながら平取だけでなく、ほかの自治体もそうだよといえはそのとおりなんですけども、なかなかかたちの上で効果が出てこないという部分がやっぱりあると思うんですけど、やはり都会と田舎は違うと思うんですけども、データ的に見ましたら海外なんかは日本がやっぱり25歳からですね40歳ぐらいまでの女性の仕事してる率が一番低いんですよ。欧米、それからドイツ、フランスと比べても一番低いんですよ。これはいろんな問題あると思うんですね。例えば子育てしてる世代に対しての、やっぱり国のちゃんとした整備がなされてないという部分とか、これはもう平取独自の問題でなくて国の問題もあるわけなんですけども、都会では保育所の確保含めて、そのような待機児童の問題もありますし、やっぱり職場に戻れるか戻れないかという、そのニュアンスもちょっと海外によって日本が一番やっぱり立ち遅れているような現況もあるので、これからぜひ女性の活用も含めてですね、就労人口の増加、あるいは定着を図るような、町独自の措置もぜひ行っていただきたいなというふうに思っております。そこでこの問題、本当にまだまだたくさん伺いたいんですけど、さすがに私も時間のことがいろいろ気になっております。私は少子高齢化と一緒にたにして文言、どうしてもこう出てるわけですね。テレビやなんかでも少子高齢化、少子高齢化と言ってるわけなんですけども、私はちょっと切り離して今回質問してるわけなんですけど。それから高齢者のことについて次行きたいなというふうに思います。高齢者の人口が平取町も多分に漏れず3人に1人はもう65歳以上という時代になってきまして、やはり平取町のお年寄りの方、元気良い方元気良いですしね、まだまだ私なんか若い人に負けてないよって年寄りも多いんですけども、今心配してるのはやっぱり独居老人の関係とか、夫婦2人とも高齢化なって子どもたちみんな都会出ていないよ、私たち将来この家に住んでていいんだらうか。何かやっぱり介護のこともあるしっていうふうに

段々思ってきてる時代なんですけども。やっぱり高齢者のこれから求められていく事業といたしましてですね、私はやっぱり医療体制のあり方、それから特に病院は、診療所は振内にあっても、やっぱり核となる町立病院、平取国保病院ですか、までの交通手段含めてもですね、なかなか思うようになってないのが現状であると思うんです。そんななかでやっぱり求めていることとして、在宅医療とか訪問診療、昔でいう往診的なことですね、医者が家まで来て、看護師さんと来て、往診してもらえる。薬もそのとき診察してですね、一緒に持参してきてもらえるのかなとか、さまざまなサービスがあると思うんですけども、今後はですね福祉施設の改善充実、特にかつら園は待機者もそうなんですけども、デイサービスとの兼ね合いがやっぱりどうしても私あると思うんです。デイサービスを続けながら、あそこのかつら園の本来の役割を果たしていくということに対して、本当にこのままでいいのかなというふうに私はいつも考えてるんですけども、一つは、やはり医療体制のあり方もそうなんですけども、現在ある施設の改善、それから充実をどのように図っていくのかなということと、やっぱり冒頭に言いました、高齢者世帯用ですね、住宅整備、これがやっぱり必要になってくる時代がもうすぐそこまで来ているのかなというふうに思ってます。特に公営住宅も振内のほうでも何棟かずつ新しく建ってきてはいるんですけども、やはりもう高齢者を見据えた高齢者用の町営住宅、公営住宅というのはね、やはり、先駆けてる自治体のほうはもうすでにかなり取り組んでますんでね、今後のこういった住宅に対してのあり方と、それから先ほど言いました訪問診療とか、いわゆる往診的なことも含めて、医者確保難しいよとか、なかなか財政支出大変だよというのは私よくわかるんですけども、やはりただそれが求められていく時代がもうやってきましたよというようなことでありますので、そういった高齢者が求められている事業の将来、どのようにとらえているのか、このことについてご答弁をお願いいたします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

ご質問に答えたいと思います。まず1点目の福祉施設改善の充実ということでございますが、現在、福祉施設といたしましては、平取福祉会が経営する、障害者支援施設すずらん、またケアハウスしずか、そして特別養護老人ホームびらとりかつら園、デイサービスがございます。その中で、今議員がご指摘なさっておりますかつら園、それとデイサービスの関係ということでありますが、これに関しましては今現在も利用者の数、デイサービスなんですけども、利用者の数は、多少横ばい、並びにちょっと落ちてるかなという状況であります。これも施設に対してのどうだこうだという問題ではございません。その辺のサービスのなもの、サービスの多少なり、問題があるのかなというものは、ちょっといろいろ福祉会とは協議しているところであります。またそのかつら園そのものにつきましては、基本的には50床というかたちのなかでこれから増設するということ

も視野には入れておりません。それで、今後どういうふうにしていくかということですが、基本的に国の指針といたしましては、在宅介護というのが、それと予防ということに重点を置きたいということなんで、今、高齢者福祉計画、また介護保険事業の計画の中で、十分検討しておりますので、またそれができ次第また皆さんに報告させていただきたいと思っております。次の2点目のですね、高齢者の公営住宅の整備ということでございますが、これは平取町のみならず、とりわけ高齢者向けの住宅の転機を迎えているのかなという状況でございます。その背景にですね、核家族化や長寿命化等による単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加しているということでもあります。家族や近隣住民のサポートが期待できない高齢者の住居の確保が求められているということでもあります。具体的には、持ち家のある方は手すり、段差などを解消するということが望まれます。また、持ち家がない方はこれから主流となってくるサービスタツキの高齢者住宅ということが、考えられるのかなということでもあります。いずれにしてもですね、第6次の総合計画において、各関係部署と協議しながら考えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

今保健福祉課長の中野課長のほうからご答弁ありましたけども、今もういろんなかたちのなかで私どもの、うちの家内のおばあちゃんなんかを見てたら思うことは、やっぱり元気のいいお年寄りが多いんですよ。けどもやっぱりさまざまな状況のなかから、やっぱりお年寄りの方にとっては静かなところで暮らしたい、1人でもいいから暮らしたい。そんななかで何を心配してるかっていったらやっぱり住宅のあり方ですね。最低限のやっぱり段差がない公営住宅、町営住宅。あるいは手すりが確保されてるよ。それから、いざとなったとき、緊急的にですね、人が呼べるような体制。こういった基本的なこと含めてですね、やっぱり高齢者世帯用に向けたですね、やっぱり住宅の整備について、やっぱり私は心配をしております。きょうのテーマにももうすでに通告してある通りなんですけども、最近やっぱり話題というか注目されているのはシェアハウスのことでありまして。シェアハウスについては最初のメディアに登場したのはやっぱり大学生同士とか、あるいは社会人同士、一つの建物にですねシェアしながら、寝泊まり、生活を一緒にしてコストを下げっていく。生活的なコストを下げっていくという部分が一つと、それとやっぱりいろんな視野を持てる。いろんな価値観の違った人とお話できるよという部分はあるわけなんですけども、最近調べてみましたら高齢者向けのシェアハウスということが非常に注目されております。このことは多分一般質問に出て、いろんな理事者側も調べだと思ひなんですけども、まだ全国的なものということで、その地区によって展開のされ方が随分違っているようなんですけども、やっぱり1人になった孤立している高齢者とやっぱり若い人が一緒にですね、生活して、共生ができるならばやっぱり

やっていく意味があるのかなというふうに思っております。それとやっぱり施設に入れない年収の方、この方も相当数私はお年寄りのなかでできますんでね、これからも。やっぱり貯金や収入が少ないために介護を受けられる民間とか特養も含めてですけども、そういったものですね、なかなか利用することができない。子どももう実はもう相当独立して年数たって、今さら私の面倒みてくれて言えないというのが現実的でございますので、やっぱり両者の、若い人も含めてですね、お年寄りと両者やっぱり問題を解消していくためにやっぱりこのシェアハウス真剣に私とらえていく必要があるなと思っております。特に一時一般質問でも出てました、空き家対策の問題が出てましたけども、壊す、撤去する、これはやっぱりお金かかるという現実的な生の話ありますけども、いわゆる所有者がはっきりしてて、将来この家が空きますよ。で、ある程度築年数もまあまあ新しいですよっていう部分は、やっぱり一般の方に貸したり売ったりするというほかにですね、やはり町のほうでしっかりとそういった物件をとらえて、私は極端なことを言えば、平取高校の寮と合体したようなかたちでもいいですから、若い人たちと共存できるようなシェアハウスが一つやっぱり目指してもらいたいというのと、あるいはお年寄りだけ4人、5人で生活していく上で、そういった独立したシェアハウスの場合は、例えばですよ、町でお金をかけて人を派遣してその面倒見るといって、あるいはその民間事業者探してというのも一つの手だとは思いますが、やはりできるだけそのシェアハウスを利用してですね、いろんな行事を行っていく、あるいはそのもっと具体的に言えばですね、例えば日中手芸教室を開いて、その会場として使うとかですね、あるいはその、例えば俳句だとか短歌の会的なものもそこでやってあげるとか、とにかく人とふれあっていけるような、常にこう見守りができるような体制ということもですね、私は考えていく必要があるのかなと思っております。だから、同時進行で私は空き家対策含めてですね、今後いろんな問題があるとは思いますが。まだいろんな研究、シェアハウス研究所というところもいろんなこと調べてますんで、データ見ましたら、まだまだ難しい問題もあるのかなと思っておりますけども、私はやっぱりなんていうのかな、お年寄りの方も若い人と一緒にいることで元気が出る。それから、若い人とふれあってればやっぱり何らかのかたちで高齢者をサポートしてくれるっていう助け合いが生まれてくるし、世代が違う人とやっぱりうまく付き合う方法をですね、若い人たちはやっぱり良い意味で影響受けると思うし、それを整備して構築していくのは時間もかかると思っておりますけども、私はやっぱりちょっと頭の隅っこでもいいですから、そういったことも将来必要になってくると私は思われますので、このシェアハウスに対する考え方、一度真剣に調査してみてもうどうでしょうか。まあ、今言ったようなこと、ちょっと数あって申しわけないんですけども、まず、その高齢者の求めていることの中で、このシェアハウスの考え方についてですね、多分私一般質問で通告してありますんで、調べてると思っておりますけどそれに対するご感想でもいいし、政策的なことでのご意見でも構いませんのでこの

ことについて、ご答弁を求めたいと思います。

議長

休憩します。再開は午後 1 時といたします。

(休 憩 午前 1 1 時 3 0 分)

(再 開 午後 1 時 0 0 分)

議長

再開します。午前中に引き続き、千葉議員の質問に対する答弁より、始めたいと思います。答弁を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、高齢者シェアハウスについてのご質問にお答えいたします。シェアハウスは自立した高齢者が集まり、介護サービスなど地域のサービスを活用して、共同生活していくものでございます。少子高齢化が進むなか、介護支援が必要な方は高齢者の全体の 2 割程度、また元気な方が 8 割程度の高齢者で元気に生活しているという状況でございます。健康であるため、子どもには迷惑かけたくない、施設には入りたくない、このまま自分らしい生活を続けたいという考え方の一方で、ひとり暮らしでは突発的な病気、また孤独死という問題がございます。また、健康な高齢者が入居するケアハウスでは、効率性を重視しながら、食事や入浴時間に制限があるなど、管理体制の中での生活になりがちで、自分らしい生活を送れないという状況でございます。これらを解消するために、新しい高齢者シェアハウスというのが最近、都会のほうで注目され、また個人を尊重し、自分らしく生き生きと自立した暮らしを実現できるものがあります。今後、住民のニーズを把握しながら、各関係機関と十分協議しながら検討してまいりたいと思います。当然これは行政だけではできないものでございます。民間の活力も利用しながら、十分検討していきたいと、そのように考えております。また、空き家の活用ということが出ておりました。そういう面で地域の高齢者の集いの場として、地域を活性化し、空洞化の防止につながるということで、利点はございます。またさらに、新たな住宅や施設整備には多額の費用がかかるということも考えられ、財政的な観点からみても既存の資源である民間の活用は非常に重要と考えております。今後、各部署なり、各団体ともいろいろ詰めながら、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員

6 番千葉です。午前中に引き続きということでご答弁いただきました。そうですね、本当にまだほかでされてるこのシェアハウスというかルームシェアの関係は、まだまだいろんな問題点もやっぱり浮き彫りになってるのも事実でありますし、町としてもやっぱりできることから詰めていく。実際、実現するまで

にはまだまだちょっと時間かかるのかなと思うんですけども、それまでにはぜひ時間をかけながらでもですね、ぜひ調べて、実施できるものであればですね、やはり思い切って踏み込んでいくということに対しましては、私も応援したいなというふうに思ってますのでよろしくお願ひしたいなと思ってます。ある地域ではやっぱり認知症がですね、確認されたお年寄りもシェアして何人かと一緒に住んでるうちにですね、認知症対策、いわゆる進行が遅れてあまりひどい状態にならないで生活営んでいる人もおりますし、今後はぜひ調べて、実現化に向けて努力してもらいたいなというふうに思っております。なぜこういう質問するかというと、やはり平取福祉会の状況、やはり限界が私あると思うんですね。やっていくことに。最後のやっぱりバックアップ、後ろだては町のほうにかかってくるし、やはり財政的な支出も抑えていくということになれば当然のことながら民間の力を借りてですね、いろんなネットワークを持ちながらですね、こういったことも一応調べて検討していく課題、余地があるのかなというふうに思っております。現に、こころのホームふれない、開設されてからですね、2ユニット18名の認知症のグループホームということで進んでおりますけども、私も時々行ってみますけれども、やっぱり共同で生活する、台所に立てる人は台所に立つ、掃除のお手伝いできるぐらいの方もいますし、共同でやっぱり生活ができるっていう良さが、やっぱ改めて私はあの施設を見て思ってるわけですけども、やっぱり今後はですね、平取福祉会以外の民間の事業展開できる業者さんともですね、やっぱりひざを詰めたですね、お話をしているってもらいたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいなというふうに思ってます。こころのホームふれないの場合は、さまざまな協力体制も少しずつですけどでき上がって行って、地元の人たちはじめ、サポートしてくれる人たちも団体でおりますし、今後も私、注目していきたいなと思ってますので、こころのホームの展開を見てますと、やはり将来的にはそう遠くない将来に、やはり本町とかですね、貫気別とかも一つずつぐらひやっぱり対応していくような、もう時代がすぐそこまで来てるのかなと思ってますんで、どうかあわせてご検討していただければなというふうに思っております。それと、これ最後の質問になろうかなというふうに思ってますけれども、以前の一般質問の中で、平取町の場合、まだ総合的な福祉計画というのがまだ確立されてないということでもありますけども、今後に向けては、そういった方向で進むっていう話でしたが、平取町の総合福祉計画の策定についての、今現在、どこまでこう話し合いがなされているのか。また、どういったことに重点を置いてやってくれるのか、総合福祉計画でありますから、高齢者だけでなく、やはり乳幼児から就学児童、あるいは就労している若い世代も含めて、総合的なその福祉計画が策定してですね、1日も早く、それに向かって、平取町の進むべき方向が拡充されてくると思いますので、まずは平取町の総合福祉計画の策定の状況、何に重点を置いて、ほかの自治体でやってることに対しても、良いものはやっぱりどんどん取り入れていくべきだと思ってますけども、今後いつ

この平取町総合福祉計画が完成してですね、小冊としてまとめてくれるのか、スケジュール的なものも含めて伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは地域福祉計画に向けた取り組み状況ということで質問にお答えいたしたいと思います。まず地域福祉計画は、社会福祉法107条におきまして規定がございまして、この計画を策定する場合、関係者の意見を反映させながら公表に努めるという規定にとどまっております、市町村において必ず策定するという義務はございません。3月の定例会において、総合的な視野をもちまして計画の立案に努め、関係機関と連携を取りながら、意見を聞きながら、計画策定に当たりたいという答弁をいたしているところであります。本年度、福祉に関する個別の計画の見直しの時期でございまして、平成27年度から始まります高齢者福祉、また、介護保険事業計画、また障害者福祉計画、いずれも3年間、それに子ども・子育て支援計画、これは5年ではありますが、今現在、その計画内容は、膨大なものでございまして、協議策定中ということでございます。いずれにしましても、地域福祉の総合的な推進を図る観点から、重要な意義を持つものであり、少子高齢化の進展、それから核家族やひとり暮らしの世帯の増加、社会環境の変化に伴いまして、家庭の中で子育てや介護能力が弱まったばかりでなく、地域においても、近隣の人々がお互い、相互扶助機能が弱体しているものと考えられます。こうした状況のなかで、住民同士がともに助け合う活動、それから公共サービスの組み合わせを生活課題の解決に向けて、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、取り組みが求められております。現在、策定の進行中ということもございまして、個々の計画が策定が終わった段階で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

ぜひ私も期待をしておると同時にですね、例えばさまざまな中身が変わってくれば、町の条例の改正も当然視野に入れながらですね、一つ一つ詰めの作業、ぜひ無限に時間はあるものだと思わないでですね、やはりスピーディーに、早く、やっぱりこの総合福祉計画ということに対してですね、総括的な取りまとめをしてもらいたいなと思っておりますが、最後になりますけども、町長のほうから私の人口減少対策と少子化、少子高齢化への対応について、町長自身のご意見がありましたら伺っておきたいと思っております。

議長

町長。

町長

それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げますが、今、担当課長のほうか

らこの計画の関係、詳細にお話し申し上げましたので、簡潔にご答弁申し上げますが、これらの計画の策定については現在、個別計画との整合性を図りながらできるだけ早めに総合的な福祉の指針となるような計画を策定してまいりたいというふうに考えております。策定に当たっては、近年、少子高齢化、あるいは核家族化の進行、共稼ぎ世帯の増加などですね、町民の生活様式の変化等により、地域の連帯感が希薄化していくなかで、地域で暮らすことができる、お互いに助け合い、支え合っていくことができる今後の地域福祉を総合的に推進する上で、大きな柱となる、総合福祉計画を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員の質問は終了します。続きまして8番山田議員を指名します。山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。高齢社会のいきいき活動事業ということでお題目を作成させていただきました。先ほど来、また町長におかれましても、各議員におかれましても、近年、少子高齢化の時代ということで、平取町におきましても、将来的に近い将来には3千人台という考え方も出てきている時代でございます。そんななか、平取町におきましては、移住・定住促進をさまざまなかたちで行い、それに関連した事業も数多く推進されていることは大変理解するところでございます。その中の一つとして、高速インターネット、光回線のインフラ整備をいち早く管内でも、また道内でもいち早く取り入れたということは大変すばらしい対応だったかなと思っておるところでございますけれども、さてこのインフラ整備におきまして、この技術、光回線インターネットの関連事業を使いまして、果たして町民の皆様がどのようなかたちで利用、活用されているのかというところの問題を掘り下げてみますと、疑問を大変感じるところでございます。特に、高齢者の方々についてはどのような利用状況になっているかということは、自分もふと考えさせられるところでございます。そういうなかで、今年まちづくり課におきまして、この光回線を利用しまして、こういう利用をしていこうという考え方があったのかどうか、その辺を聞いていきたいんですけども、こういう委員会をつくって立ち上げていこうというそういうことをやっていこうという考え方があるようでございまして、公募もされて、この委員会の立ち上げを整備していこうとしている矢先とは思ひますけれども、この辺につきましても、どのような委員会でどのような要綱、また利用を考えていこうという委員会を立ち上げていこうとしているのか、まず一つ目の質問としてその辺の状態をお聞かせ願ひたいと思ひます。またさらに、今までにおいてこの光回線を利用、利用というか、各世帯に引っ張っておられる方の戸数だとか、世帯数などがわかればその辺の情報もお教え願ひたいと思ひます。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。平成22年度に、将来のまちづくりの基本施策といたしまして、情報通信施設等の充実は必須の条件になるとの認識でおりまして、ケーブルテレビの整備による難視対策と一緒にブロードバンドの普及を目的に、光回線の整備を行ったというような経緯がございます。現在、ご質問にあったフレッツ光への加入状況でございますけれども、これは毎月増加をしております、11月末で911件という加入率になってございます。この整備をした時点では700件程度の目標数値を掲げて整備を図ったということでございまして、その後本当に皆様の加入が多かったということで、地域によっては線の増強をしなければならないというような状況にもなっているというような状況でございます。こういう基盤整備ができたということで、フレッツ光を利用されているということで、インターネットは本当に職場など生活の中に入り込んでいるなというような状況でございまして、役場の仕事一つとっても、やはりこういうネット回線等がなければ非常に進まないといった状況になっているのかなという認識は持っております。それでですね、さらにこういった基盤施設をいかに利用するかということで、今年度予算化もさせていただいております、名称としては平取町ICT活用検討委員会というものを要綱としては、今年の9月1日に制定をさせていただいたというところでございまして、主に公共的な分野でのインターネットの活用について検討を図りたいということで、この組織を立ち上げさせていただいたというところでございます。要綱の内容としては、委員の数は7名以内ということで、組織としては、委員としては住民、それから各地域の団体の代表、それから学識経験者ということでございまして、こういう分野に詳しい識者、それからNTTをはじめとした業者にも入っていただきながら進めたいなということを考えておりまして、ただ公募した時点で応募が住民の方からなかったということで、ちょっと足踏みをしておりまして、再度今公募をかけているということになっておりまして、年度内には第1回目の会議を開きたいというふうに考えてございます。そこで、いろいろ公共分野での検討を図ってまいりたいということでございまして、今どういかにこういうものを活用できるかということで、全国の先進事例を見ますと、医療、福祉、教育、産業、防災それから地域交通等のあらゆる分野での活用が可能性としてあるということでございまして、この委員会をもとにいろいろ議論をしまして、具体的な事業等については次期の総合計画等で検討させていただければなというふうに考えてございます。以上です。

議長

山田議員。

8番
山田議員

わかりました。今のところは公共的な活用ということで、お話しされてたんですけども、どうでしょう、この事業を含めてまたやるとなれば2、3年かかるという可能性も大な話なんですけども、具体的な話も、今後委員会を立ち上げ

ながら検討していくということで進めていくということでございますけども医療、防災事業、即座にできる事業というのも考えられるんでしょうけども、来年度以降すぐにできるような事業などは考えられますか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 現在のところ、福祉分野での活用が公共の部門としては非常に重要なところかなと思っておりまして、ただ、やはりかなりその整備にお金もかかるというような状況もございますので、そのへんは、一度この検討委員会でそういったものを含めて検討してというようなことを基本にしたいなと思っておりまして、今のところ来年からすぐというようなことではなくて、またいろんな関係者の意見を聞きながら、次の年以降です、事業費の全体的な財政計画の中での位置づけ等も含めて、考えてまいりたいというふうには思っております。

議長 山田議員。

8番 山田議員 はい、わかりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。質問前後して大変申しわけないんですけども、先ほど911世帯の方が光回線を引っ張っていただいているということなんですけども、自分の考える、高齢者、60歳以上の方でっていう世帯数は把握しておられるでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 実は、この辺は非常に個人情報等の取り決めと言いましょうか、取り扱いがございまして。今年この件について会計検査が入ったときに、私ども年代ごとの加入件数を知りたいということだったんですけども、なかなか教えていただけないというような状況もありましてその件についてはちょっとお答えできないということなんですけども、ただやはり加入する世帯としてはやはり若い世代が主になっているのかなという感触は受けております。以上です。

議長 山田議員。

8番 山田議員 委員会も立ち上がり、今の質問は高齢者、個人情報も含めてお答えできないということですけども、当然この光回線、今の時代携帯電話も、俗に言うガラケーからスマートフォンの時代が変わって利用方法も若い人方は独自に当然熟知し、使用されていることと思いますけども、せつかくのこの光回線が通って、以前、町長のお話で議員も視察に行ったんですけども、NTTの回線によって見守りなどを各世帯にする技術もNTTでは最先端を行っておりまして、そういうこともできるんだよという話を聞き、大変期待を持ったところでござ

いますし、その他今では医療、それから福祉、それから防災に関しても、いろいろな技術が発展して、利用できるということを聞けば、それぞれかなりの数でこの回線を利用した事業が今後展開できるんじゃないかなってことを考えていたんですけども、平取町においては今年やっと委員会を立ち上げてこれからやっていきますということで、自分らも3年前に行ったことを考えるともう3年を過ぎたんだなっていう気はして、ちょっと期待外れな面も多くあります。そんななかですけども、今おっしゃられたとおり、委員会を立ち上げてやっていくということなので、ぜひともやってほしいですけども、自分の提案として、一つ、この光回線を利用した高齢者用のパソコン教室の普及でありますけれども、これをぜひやってほしいということで政策を提言させていただきたいなと思っておるところでございます。今、実際岩知志地区におきまして、高齢者向けのパソコン教室、まあ高齢者、高齢者というのもなんですけども、50代の方から80何歳までの方々がそれぞれこの光回線を利用して、パソコンはじめタブレットという機器を使いそれぞれ勉強しているところがございます。何回かお邪魔して、大変自分も、こういうスタイルなら教室開いても、お年寄りの方集まっても、和気あいあいと勉強できたり、おぼえたりすることできるんだらうなという気はしております。実際、教育委員会というか、生涯学習のほうで何回かパソコン教室も開いたという経過も聞いておりますけれども、やはり先生、講師というかたちで呼ぶよりは、今行われている岩知志パソコンクラブのように、ボランティアの方、ある程度年代の若い方、5、60代、まあ若い人もいますけれども、その中で結構おしゃべりしながら和気あいあいとやるのが、お年寄りにとっては楽しい時間の一つなのかなと。ましてや、長続きする一つの方法ではないのかなと思って、ぜひともこの教室を全町地区に広めてほしいという考え方が自分の頭の中では考えてきたところがございます。いろいろなかたちで今岩知志パソコンクラブやっておりますけれども、結局は1%事業を申請した中身はまちづくり課で理解されていると思っておりますけれども、この全町地区に広めていこうとする希望を持って今岩知志パソコンクラブでは、高齢者の方が一生懸命、先生とまでいきませんが、各地区に散らばっても教えられるような技術を磨いていると、いうことの話聞いております。普通の先生、講師といえ、ある程度パソコンの知識を持ってああだ、こうだという知識がたくさんあるんでしょうけども、そこまでいなくても、平取町が推進する、高齢者の見守りも含めて、防災も含めて、また、今言う認知症、そういう防止のためにも、ぜひこのパソコン教室を全町に広げていったらどうかという考え方をしておりますので、委員会を立ち上げる、今後話し合っていくということではなく、来年早々からできないものかということの考え方をぜひ聞かせていただきたいと思っております。

議長

教育長。

教育長

高齢者にかかわります生きがい活動の一環としてのパソコン教室についてでございますが、現在、岩知志地区において、継続的に実施されていることにつきましては、生涯学習事業を所管しております教育委員会といたしましても、その活動に敬意を表するものであります。生涯学習を推進する観点において、町民が求めるさまざまな学習の機会を提供しなければならないものと認識するなかで、現在教育委員会といたしましても、各種事業について展開をしているところであります。そのことにおいて、高度情報化時代を迎えております現状に鑑みるときに、若年層に限ることなく日常生活上、そして余暇、パソコンをはじめとするさまざまなICT機器の活用ということは拡大してきておりますので、より効果的で適切な機能の取扱等に関し、学習の場を設定することは、事業の優先度的にも高いものというふうに考えております。これまで、パソコン教室ということにつきましてはただいまご質問の中にもありましたけれども、教育委員会が事業主体となり、実施をしてきた経緯がございますけれども、インターネットへの接続など、ネットワーク環境が整備されていないなかでの教室ということになっておりましたので、インターネットが著しく普及している現在にありましては、さらにその必要性はあるものというふうに考えております。ただいまのご質問にありましては、高齢者がいきいきと活動して、そこに生きがいのひとつとしてのパソコンを通したライフステージの創造ということになるものと考えるところでありますので、事業のあり方などについて十分精査するなかで実施に向け取り組んでいきたいというふうに考えますが、実施にあたりましては、さまざまな隘路もあるものと思っております。機器類については、参加者個人が持ち込むのか、教育委員会が必要とする台数を用意していくということでは、財政的な問題も生じてくるというふうになりますし、また、指導していただく講師の方々の確保であるとか、実施会場におけるネットワーク環境についても整備をしなければならないということになってまいります。このように実施においては課題等がございますが、最小の経費をもって、高齢者をはじめ、多くの町民が参加していただけるよう、十分検討させていただきたいというふうに思いますが、運営方法において、例えば学校開放事業として計画できないかということもございます。本年、町内小中学校の児童生徒用パソコンを更新をいたしまして、タブレット型について導入をさせていただきました。各学校ともインターネット環境も整備するなかで、あわせて電子黒板等と一定数のパソコンもそろっておりますので学校備品を活用しての各地区における講座ということも可能ではないかというふうに考えているところでありますので、これらのことも含めまして、より良い教室のあり方を検討させていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、高度情報化社会への対応を目指す上で、効果的で効率的な生涯学習の一層の推進を図っていく考えであることを申し上げまして、お答えとさせていただきます。

議長

山田議員。

8 番
山田議員

今、教育長のご返答いただきましたけれども、自分は今、お話されたとおり、岩知志パソコンクラブのことしか今頭になくて、町で考えるどういう施策でどういう方法でという運営方法も含めてという、失礼ですけど、またこうレベルというか、座敷が高くなったような感じで、高齢者の方々が、どのようなかたちで足を運んでくれるかとなると、その辺も十分考慮していただきたいと考えております。そこで先ほど来お話した岩知志パソコンクラブの60代、70代の先生方、まあ先生方と呼ばせてもらいますけれども、そういうおばあちゃん方が気軽に今ある老人クラブなどに足を運んで、パソコン私やっててこんなに楽しいんですよ、って何かこう気軽に行けるような教室開きからしてほしいなと思ってるんですよ。まあ老人会にとっては、文化祭見てもそれぞれ皆さんたくさん趣味持っておられて、高度な技術も絵画、それからいろんな文化的な技術など持っておられて、活動されて、十分それで楽しんでおられる高齢者の方もたくさんおられますけれども、全員が全員パソコンやってくださいという言い方ではなく、やっぱり1回どこかで老人クラブでそういう先生方が行って遊び感覚で、私こういうことやってるんで、一緒にやりませんかという、何回か説明しているなかで1人、2人、3人と増えていくのが理想かなという気がしておりますので、その辺もぜひ、教育長も含めて、関係機関の方々にはですね、岩知志パソコンクラブ1回行って、どういう状況なら人が集まるかということもぜひ勉強してほしいなと思っておりますので、その辺も含めてじっくり計画を練っていただきたいなと思っております。そこで、来年ぜひということで、私今申し上げているのは、やはり年寄りの方々自分らもそうですけど1年1年年とっていきますけれども、先ほど言った健康、認知症、特に認知症、頭を使ったこういうことというのは非常に大事ですし、今後計画されるであろう見守りの中のこの光回線の利用なども含めて、ぜひとも早急に進めていただきたいと。まちづくり課で進めている委員会も大事ですけども、それを飛び越してでもこのパソコン教室というのを、ぜひ教育委員会含めて、老人クラブ含めて進めていっていただけないかなと考えておりますけれども、その辺町長も一回見学されているのかなと思いますけれどもその辺の考え方、お聞かせください。

議長

町長。

町長

パソコンを通じた教室の開設、また光回線の利用方法については先ほど来、担当課長からも申し上げたとおり、さまざまな利用方法がございますので、今後、有効活用を検討すべく町民、また情報通信社、専門家などからなるICTの委員会を立ち上げる準備をしているところでございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。また小さな自治会が自らの力でパソコン教室を開催しながら、高齢者の皆さんが楽しくパソコンをおぼえて、パソコンを通じて仲間

が増え、自宅にいながら、パソコンでの会話を楽しんでいる。また、頭の体操にもなり、今では、小さな地域に全町から人が集まり、輪が広がっていることは十分承知をしているところでございます。今後とも、これらのパソコンクラブの輪が高齢者に限らずいろんな世代の方々にパソコンを通じて全町に広がることを大いに期待をしているところでございます。そういった意味で、岩知志でも高齢の方が、そういったマンパワーということで育ってきてございますので、これから、教育委員会とも十分協議しながら、前向きにそういったことが前進できるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

山田議員。

8番
山田議員

最後になりますけども、1%事業、岩知志パソコンクラブで行なった良い方法としては当然、今教えている先生方の意見ですけども当初はじめのときより、3年、4年はみなさん年が若返ったような気がするとの意見も出されております。ぜひともこの3町、貫気別、振内、本町地区でぜひとも実行してほしい。ということで町の言う今後検討させていただきますというのはまた2年3年かかるので、どうでしょうまちづくり課長含めて、毎週水曜日やっておられるということなので1回のぞいていただきたいとぜひ自分こう思ってるんですけど、そのへんはどうでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

当初、岩知志パソコンクラブさんの事業、私どもの1%の事業を活用してやっていたというふうな経緯でございまして、私実は何度も足を運んで見させていただいてございまして、チャット仲間でもありまして、携帯にガンガンはいつてくる日もあります。本当に当初から私も見てございまして、実際こんなに続いたのはなぜなんだろうというふうな、本当にある意味驚きといひましようか、そういうものを感じてございまして、やはり機器の使いやすさがやっぱり近年、ものとしてすね、便利というか使いやすくなっているということも非常に大きなところかなということもあって、本当に皆さん教室がないときでもいろいろメール等のやりとりをしているということは本当にすばらしいことなのかなという認識でございまして、ぜひこういう活動のために町内フリースポットも9か所用意させていただいてございまして、ぜひこういった活動はある意味自主的でいかに私どもサポートできるかということも大事かなと思ひてございまして、ぜひ継続をさせていってほしいなという思ひでございまして。私からは以上です。

議長

山田議員。

8 番
山田議員

大変失礼しました。何回も足を運んでいるということ自分の仲間と話すの忘れてました。そういったことで大変すばらしいということ、評価得ておりますんで、ぜひとも教育委員会のほうでもですね、一応老人クラブのほうに連絡をとってですね、その機器がいくら必要だとかっていう話までまだいなくてもいいですから、1回、興味ある方を募集するだとかこっちから先生が行ってこういう活動している老人の高齢者の方がいるんですけど、1回皆さんの中に入れてそういう話をできる機会をぜひつくってほしいんですけどその辺は別に、予算等含まないのでやってほしいんですけど、その辺の考え方どうでしょうか。

議長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきたいと思います。大変先ほど申し上げましたけれども、岩知志地区におけますパソコン教室ということでは、本当に継続されておりまして、私どもとしても本当に深く感謝を申し上げているところであります。そのようなことで、岩知志地区ということに限らず振内地区の方々も皆さん入っていらっしゃるけれども、全町的に広めるということにおいて現在、活動が積極的にされている岩知志地区のパソコン教室を見学等々できるように、また高齢者大学でありますとか、いろいろと声掛けをしながら広めていければなというふうに思っておりますので、今後のこれらの各地区の教室ということでありまして、十分教育委員会そしてまた町のほうとも連携を取りながら、そのあり方といいますか、十分検討等させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

山田議員。

8 番
山田議員

そうですね。ぜひよろしくお願ひいたします。わざわざ平取から岩知志のほうに通ってる高齢者もいて、冬、雪降ると大変ボランティアでやっている方も心配しておられるようですし、全町に広まってくれば近間に行って楽しんでいただけるかなという気はしております。またさらには、先ほど来からお願いしております防災、医療含めたかたちでの、このICT利用の委員会、今後、十分期待しておりますので、よろしくお願ひします、ということで、自分の質問を終わらせていただきます。

議長

山田議員の質問は終了いたします。続きまして10番平村議員を指名します。
10番平村議員。

10 番
平村議員

10番平村です。先に通告しております、胃がんリスク検診ABC検診について質問いたします。厚生労働者の人口動態統計によりますと、日本では、毎年

10万人が胃がんと診断され、5万人が死亡しているようでございます。肺がんに次ぐ2番目の多さで50代以降の発症率が死亡率を高くなっています。この胃がんの原因は塩分のとりすぎのいわゆる塩分過多の食生活説が指摘されてきましたが、近年は胃潰瘍の原因ともなっているピロリ菌を発生要因とする説が有力と言われていています。日本では胃がん患者の約90%がピロリ菌に感染しており、特に50代以上の男性を中心に、50%以上が感染者との調査報告も出されています。町は、がんの予防と早期発見のため、各種のがん検診を実施されていますが、今日は特に胃がん検診の新たな取り組みについて質問いたします。この新しい胃がん検診は、これまでバリウムを飲んで行なうX線検査から、今度血液検査でピロリ菌感染されているかどうかのわかるのと、胃粘膜の萎縮度を測定し、胃がん発生のリスクをAからDの4段階で判定する検診方法で、気軽に受診ができ、胃がんの予防、早期発見にもつながります、胃がんリスク検診ABC検診を導入したらどうかと考えていますが、町長の所見を伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

胃がんリスク検診の導入についての質問にお答えいたします。まず胃がんリスクの検診でございますが、これは胃の粘膜の萎縮度を調べる検査で、ピロリ菌感染の有無を調べる検査と組み合わせて胃がんのリスクを調べる検査でございます。町はこれまで、胃がん検診は厚生労働省が示している胃がん検診ガイドラインに基づきX線で胃を透視する検査で実施しているところであります。また、胃がん検診の検査方法として、内視鏡検査、それと胃の萎縮度の進行度を図るペプシノゲン検査、それと胃粘膜の萎縮に関与する発がんの原因でありますピロリ菌の抗体検査というものがございます。このような状況のなかで、市町村における胃がん検診の見直しについて検討されている厚生労働省の審議会でございますが、この中でがん検診に関する検討委員会において、市町村が実施する対策型検診といたしまして、死亡率減少効果が認められているX線の検査が奨励されていることから、今後も現在の方法で実施してまいりたいと考えております。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

今まではX線検査でバリウムを飲んで検査をしていたんですけれども、やはり検診率がとても低いんですよ。胃がんの場合は特に、やはりバリウムを飲んでX線をするっていうことは大変苦痛なので、検診率が特に悪いような状態にあります。ですから、金銭的にもあまり変わりませんし、この判定では要するに予防も兼ねながらAの人は四つの段階の中で胃がんの全然異常のない人、あとBCDと胃がんの発生率と危険性を伴うかどうかのシステムをわかるように

判定されますので、その点ではとても患者さん、受ける側の住民側にとってはリスクが良いと思いますし、各北海道外では市町村別には北海道はあまりまだやってるところはないんですけれども、兵庫県の明石市とか、あとすでに実施されている県が2、3県ございますけれども、とても検診率が良く、予防にもなるということで、厚生省でもとても進めているようです。胃がん検診はバリウム検査がとても苦痛でみんなが、私も住民の人に聞いたんですけどそれが嫌で胃がん検診を受けないっていう方が何人もいましたので、ピロリ菌の除菌も平成25年2月からは内視鏡検査でピロリ菌の感染胃炎と診断された人は保険で除菌治療も受けられるようにはなっていますが、予防と早期発見の視点から、受診しやすいABC検診の導入を図ると同じ金額的にもあまり変わらないなかでも、町民の健康維持の増進を図る必要があると考えていますが、その点もう一度、いろいろと検診の他町村のやっているデータをとるなり、あとうちらの検診率のリスクの住民の意見を聞いたりしながら変えたほうがいいんじゃないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。この検診につきましては、あくまでも、胃がんのリスクの可能性が低いか高いかというものでございます。もし、危険性が低いと判断された場合ですね、安心により数年間胃がんの検査をしないということも考えられます。また、低いと評価されて、胃がんが見つかったという報告もございます。これでがんを見つけることはできません。やはり毎年、早期予防ということの観点からしますと、X線検査が望ましいと考えます。今後、厚労省の動向を見ながら十分検討していきたいと思っておりますが、今の段階ではこういうX線の検査で実施してまいりたいと考えております。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

今までやってるのは当然のことながら、やはり検診率が低いので胃がんの発症原因と言っているピロリ菌とほとんど90%が原因はピロリ菌にあると言われておりますので、ましてその除菌治療の保険も適用されるようになりましたけれども、内視鏡検査で診断されて除菌もできるようにはなっているんですけど、がんの予防、早期発見という意味から、ぜひこの検診を取り入れてほしいと思います。それとがん検診の受診率についてお伺いしますけれども、がんは国民の2人に1人がかかり、日本人の死因は第一位となっているようです。がん検診の受診率は全国的に長年20%から30%台で低迷していたようですが、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの五つのがん検診、全体で40%に達したようでございます。大変喜ばしいところではございますが、当町も毎年この五つのがん検診を実施していますが、平成23年度から25年度までの

3か年の受診率について、お伺いをしたいと思います。特に私がちょっと調べただけではとても全国受診率からみますと、当町の受診率が低いのですが、その辺のデータをお持ちであれば、皆さんにお見せしながら、どうして平取町がこのように受診率が低いのか、その辺も鑑みながらお答え願いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 それではがん検診の受診率について。まず胃がん検診なんですけど、25年度の実施した結果でございますが、まず胃がんの検診につきましては、受診者数が360名でございます。大腸がん検診につきましては452名、それから肺がん検診については396名、乳がん検診については164名、子宮がん検診については143名となっております。これはあくまでも、共済それから健保協会の方は除かれておりますので、基本的にはこの数字となっております。以上です。

議長 8番平村議員。

10番平村議員 これは受診対象者の中で受診した人がこの人数でございますね。それで私は一応それを聞いて受診率を調べたんですけど、胃がんで9.7%、それから大腸がんで12.2%、肺がんで10.7%、乳がんで16.9%、子宮頸がんで11.4%ということで平取町は受診率が低いんです。なぜそうなってるかっていうことをずっと23年、24年、25年とずっと当たってみたんですけど、あまり上がっていません。全国的にも40%近くを他の町ではいろんな啓蒙活動を行ったり、いろいろやって受診率が上がっているのに、うちは10%未満とか、本当に受診率が低いんです。その割に死亡率ががんで亡くなる方が、若い人でもとても平取町は死亡率が高いんです。そういうのを個々にデータをとって、やはり町民の皆さんのためにもっと住民の検診率を上げるという努力をしなければ、本当に大変なことに、もう人口が減る減ると先ほどからもいろんな議員さんからも少子化の問題だとか、人口減少、高齢化って言ってますけれども、がんで死亡する人が本当に多いんです。そういうことでもう少しそういうのを考えながら、受診率の向上に向けての努力がどういうことをやっているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長 町長。

町長 それでは私のほうからお答えを申し上げますけれども、特定検診の受診率の件につきましては、ご承知のとおり、まちだよりあるいはチラシ、健康教育などの機会にPR活動をしてございますけれども、やはり基本的には、自らの健康

は自ら守るということが基本であります。検診率を上げるためにも、さらに低いということは十分承知をしておりますけれども、今後ともいろいろな機会に普及啓発に努力をしまいたいというふうに考えてございますし、その対策の一環として、保健推進員制度の取り組みについてはこれも導入をしながら、健康づくりの大切さを理解していただくために各地域から推進員になっていただきながら、地域での協力も願いたいというようなことで考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに考えております。

議長

平村議員。

10番
平村議員

はい、町長の答弁のようにこれからももちろん、個人個人が一番自分の健康は自分で守るのが当然なんですけれども、今のこのように平取町の受診率が低いということで、ちょっとアップについてちょっと伺いたいことがあるんですけど、1点目は国は乳がん、子宮頸がん検診の受診率を向上させるためにコール・リコールという制度を導入して、平成28年度までに受診率を50%に達成しようとして目指しているようです。このコール・リコールはご承知のとおり、受診に対してのお手紙や電話などで改めて受診を勧める制度で、着実に成果を上げているようでございます。こうした受診率の向上対策方針を受けて、当町としても、そういう取り組みをやってはいかかかというのと、また、今保健推進員制度が、平取町でもやろうということでこの間広報にも出ておりましたけれども、この制度も、以前にも保健推進員制度はあったような気がするんですけども、途中でなくなってしまったような経緯についてなんですけれども、今回の制度の内容を見ますと、委員が10名程度で、事業内容も3項目の中の一つで各種健診、予防接種の周知、受診の勧奨となっておりますが、この体制で十分な活動推進がなされるかどうか、ちょっと疑問に感じます。そこで提案なんですけれども、各自治会で社会福祉協議会からの要請で各町内会に福祉委員っていう自治体の役員さんがいます。もちろんただ見回りとか、声かけ運動でやっているんですけども、その福祉委員の活動範囲を広げていただいて、福祉保健推進委員という体制にしたらどうかという提案でございましてけれども、各自治会では、そういう福祉保健支援制度の指導とかそういうのを10名ではとても足りない、広域の平取町では足りないの、その福祉委員とタイアップしながら、そういう、効果を出していただくような制度をつくったらどうかと思いますけれどもその辺はどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。受診率の向上の取り組みということでございますが、まず電話等、うちの職員も近くなれば、常に電話をかけて皆さん検診に来ていただ

きたいということでは、コールしているところでございます。それと保健推進員制度でございますが、基本的にこれは自治会とは十分協議しなければならないかなと思っておりますが、今現在応募を行っているところでございます。定員10名でございます。集まり次第、この制度は開始していきたいと考えております。それで自治会で福祉委員の設置がされておりますが、基本的には福祉委員というのは1年から2年程度の任期で、その役割も今の段階ではちょっと違うのかなというふうに考えております。町の考える保健推進員はですね、保健活動に熱意を有し、町民の健康に対する知識の普及、各種健診の通知なり、受診の奨励などを意欲的にやっていただくということでございます。最終的には自治会との十分な連携をとらなければ、なかなか進まないのかなとは思いますが、今後ともそういうようなかたちで検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

平村議員。

10番
平村議員

いろいろこれから検討すると思っておりますけどもこの保健推進員という制度は国の指導で新たにできたんでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えします。これは町独自のものがございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

本当に私も受診率を計算してびっくりしたんですけど、町民の10.何%とかほとんど10%台だということで、健診の受診率向上を図るためにはいろんな観点からも、住民自らやらなければならないことですが、ぜひこれも自治会運動の中とか、それから、各そういう福祉委員の、保健推進員の制度も利用しながら、とにかく平取町は死亡率が高くて、がんで亡くなる方が非常に多いということで、本当にこれが何よりも一番先にやる課題ではないかと思っておりますので、ぜひその辺を考えながら新しい保健推進員制度の設置についてもよろしくお願ひしたいと思っております。おわります。

議長

保健福祉課のほうで、先ほど課長答弁されたのはたしかたぶん国保関係ということで答えられている、全ての保険の対象者がこの数字に入っているということではないということではなかったかなと思うんですけど、そのへんちょっと明確に。

保健福祉課長 がん検診の受診率につきましては、ここに受診者数が記載されております。実はこの分母というものが基本的に平取町の40歳からの全町民の人数ということになりますので、実際率的にはこういう率ですが、あと例えば健保協会なり共済に加入している方の率が入っておりませんので、ですからこういうちょっと低い数字になっております。これ、記載するとき全部チェックしながらやればよかったんですが、基本的に出されてる数字はそういう数字でございます。

議長 平村議員の質問は終了いたします。休憩します。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

議長 再開します。7番松原議員を指名します。松原議員。

7番松原議員 7番松原です。先に通告をしまして農業振興対策の推進について3点お伺いいたします。先に千葉議員のほうからも、質問がございましたけれども、私からはしばってお伺いしたいと思います。まず、平取町の農業事業対策についてお伺いいたします。平取町農業協議会、地域協力隊、地域活性協議会、緊急雇用等の事業が行われていますが、26年度も終盤となり、町民は事業の実績や成果が上がることを期待しておりますので、各事業の進捗状況を説明願います。また、27年度に向け、各農家、事業主の方々や、雇用されている従業員の方からも、事業の継続を強く要望されております。各関係機関の農業事業や各事業にかかわる継続事業があるのか。募集状況、人数などお伺いします。また、農業協議会についてであります。新規就農対策事業でありますけれども、トマト農家を中心に募集をしていますが、稲作農家や和牛畜産、酪農、軽種馬等についても、農業実習生や、新規就農者を受け入れる対策や、募集の方法など、具体的に説明をお願いします。また、新たな就業対策として、第三者継承等の受け入れ条件について検討されているかを伺います。

議長 産業課長。

産業課長 それでは質問のほうにお答えしたいと思います。まずはじめに、農業協議会の名前が出てきておりましたけれども、農業協議会につきましては町の農業政策ですとか、各団体で行っている事業等を検討する機関というふうになっておまして、事業実施の機関ではないということなんですよね。質問にあった、新しい雇用の関係ですとか、そういう部分については協議会のほうでは実施はしておりません。町のほうでやっております新規就農者の受け入れですとか、産業課サイドのほうのそういう事業については先ほど千葉議員さんから質問がありまして、答えた内容でございます。あえて農業協議会の事業ということでご

ございましたら協議会の中で話し合われている部分につきましては農業経営改善計画認定申請というのが農家から出されておまして、それを認定する事務を行っております。また毎年開催している家畜共進会、これについては農業協議会の主催の事業ということで毎年実施をしておりますし、27年度についても実施をしていく予定でございます。また、農業協議会の幹事会という団体、いろいろとワーキンググループみたいなかたちでございますけれども、そちらのほうで先進地の視察をしてきたりだとか、また9月に行っております農作物の生育調査、これの実施等については協議会で実施をしております。また農業支援センターの収入収支の監査、生産者基金事業ということで、これは転作関係で積み立てた基金でございますけれども、その事業をどのように行っているかということで、報告をさせていただいたりしてきているというかたちでございます。農業就農促進対策事業については、町でやっている事業でありまして、農業協議会で公募をかけてるわけでもございませんし、その内容、あくまでも町の農業政策をいろんな団体の方に来ていただいて審議をしていただくというかたちになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは質問の中にありました地域おこし協力隊、それから平取町地域活性化協議会、これにおきまして、それぞれ人員を募集しまして、雇用して、事業を実施しているということになってございます。この事業そのものは平取町地域活性化協議会、これは農協、森林組合、それから商工会、平取アイヌ協会、それと建設協会、平取町と6団体で構成する組織となつてございまして、そこでいろいろな平取町の振興などについての協議を行ったということになっていまして、その中で、平取町地域再生計画なども立案し、それに沿ったかたちでこの平取町活性化協議会の事業を展開してきているということになってきております。協議された内容としては2点ありまして、一つは農業の6次化に向けた取り組み、それから都市との交流産業の推進ということでそれらについて取り組むということになって、それを事業として実際に実施しているところでございます。平取町地域活性化協議会におかれる事業そのものは厚生労働省のほうからの受託、町がですね、町といいましょるか活性化協議会が受託をして、事業を展開するというようになっておまして、先ほど言った6団体のうちの代表として町長が立っているということになってございます。その中で、先ほど言ったおおまかに二つの事業を進めるにあたりまして、一つは地域おこし協力隊の導入も考えてきて、実施してきているところでございまして、これにつきましては、先ほど、質問のなかにもありましたけれども、実際には1期としては3名の方々、2期としましては私どもの課で行っております、平成25年に3名、それから平成26年度に2名ということになっておまして、これは農業支援員、それから6次化に向けた支援員、それから交流産業の推進員とそ

れぞれ応募をしていただいているところがございます。農業支援員につきましては、将来平取に移住、定住して農業を経営していきたいというそういう活動をされる方を募集したところがございます。それから、6次化に向けての取り組みにつきましてはトマトですとか農産物など、平取町の特産品を利用した加工を含めた販売、そういうような活動を展開したいという方々について募集をしたところございまして、先ほど申し上げました農業支援員については1名の応募が来ております。それから6次化に向けては2名の応募があると。それから都市との交流というかたちで、これは伝統的工芸品、こちらのほうの活動を展開したいという方については2名の応募ということになっております。しめて5名の方々が、地域おこし協力隊として採用しているということになっております。今後どのような採用を考えているかということもお話しとしてありましたので、私どもの課としては、活性化協議会のほうで9名を目標にしておりますから、あと4名程度募集をしていきたいというふうに考えておまして、平成27年度もそのようなことができる予算ができれば予算化をして実施していきたいと考えているところがございます。地域おこし協力隊については、応募される方々については3年間の期間、町との契約をして活動を展開していただくということになっておりますけれども、したがって平成25年度に採用された方については、25、26、27年度まで。26年で採用された方は26、27、28年度まで。27年度予算化されればそれから3年ということになります。ただ、平取町地域活性化事業、こちらのほうは3年間の受託期間というふうになっておりますので、平成24年の7月から、25年度、26年度、今年度末に事業期間が満了するというようになってございまして、こちらは厚生労働省からの募集事業となっておりますから、採択されれば27年度以降も可能になるということなんです。ただ必ずしも、募集があつて応募したから採択されるということではなくて、私どもの町のようにすでに実施をしているところにつきましてはハードルが高くなるというまいしょうか、今まで以上の切り口を変えたかたちの取り組みが必要になるということになりますので、そういうことを視野に入れて募集があれば応募していきたいということになります。これが採択されますと、平成27年の7月から3年間ということになりますので、28年度、29年度までという期間になるのかなというふうに考えております。以上が平取町の実施状況と、それから今後に向けての展開とまいしょうか、予想、予定としてお答えをしておきたいと思っております。以上です。

議長

産業課長。

産業課長

質問された内容で答えてなかった部分がありますので追加でお答えをしたいと思います。新規で就農する場合の農業就農の関係ですけれども、今年度については、今年度とまいしますか、27年度については2名の方が平取町に入

ってくるというかたちですすでに決定をしております。それ以降につきましては次年度以降、農業人フェア等で募集というか、相談を受けながら、対応していくというかたちになっております。また、千葉議員のときに説明もいたしましたけれども、新規就農とは別に農業就農促進対策事業ということでUターン後継者の関係でございますけれども、これにつきましては町のほうでやってる事業でございますけれども、その募集につきましては農家に限られるということもありますので、募集方法については農協だより等で周知をして募集をかけているというような状況でございます。平成26年度におきましては応募が1件、これは施設野菜農家1件がありました。この補助内容については400万限度の2の1ということでございます。町の予算としましては2名予定をしているところでございますけれども、26年度においては、1件のみの応募というかたちでその方が決定しているというかたちでございます。また最後に出ました新たな就農の対策ということで、農業協議会の中でも話をさせていただいているところでございますけれども、第三者継承については今後検討していきたいということで、第6次の総合計画等にも盛り込んでいきたいというふうに考えておりますけれども、細かい規定ですとか、どのような支援の内容になるというのは、今後検討していくということなので、現在の段階では決まっているものではございません。また農業就農促進対策事業、先ほど2件を予定、予算しております。年間800万ほどの予算を持っておりますけれども、今年度については1名分の募集ということで協議会の中でも要綱ですとか受ける際の制限等、いろいろと考えていったほうがいいんじゃないかという意見もありまして、その部分について12月はじめに行いました総会のなかで話をさせていただいて、27年度からその対応をしていきたいというふうに考えておりますけれども、具体的には18歳以上45歳までの方を対象にするということでございました。45歳で切るというのは国の補助制度がだいたい45歳が上限ということもありまして、町の事業についてもそれに倣って45歳というかたちで行ってございましたけれども、施設野菜等につきましては、70を超えても立派にやっていけるというような部分もございまして、45以降で就農されて、その後農業設計を十分していけるんじゃないかという意見もありまして、今回、45歳から50歳まで引き上げて50歳までを対象にしていきたいということで、27年度からは対応していきたいというふうに考えております。また、対象になるメニューでございますけれども、今までは施設ハウスの増設ですとか畜舎等の増改築を対象にしておりました。ただ施設野菜だけじゃなくて、稲作ですとか、畜産、酪農関係もいろいろあるんじゃないかということもありまして、そちらのほうの要望もあるんじゃないかということで、メニューを増やしまして農地の取得ですとか貸借、貸し借りの部分についてもですね、新規にやってくる部分については、対象としていきたいということでございます。それにもないまして、今後の予算の組み立てになってくることでもございますけれども、若干、予算のほうも上乘せをしていきたいというふうを考えていると

ころでございます。また対象となる農家につきまして、今までは所得制限等がなかったということなんですよね。町から個人補助というかたちになってまいりますので、そういう補助についてはきちんとした所得制限ですとかそういうものを設けて、町民の皆さんが見て、これはこの補助については妥当な補助だになっていうふうに感じてもらえるような制度にしていきたいということもありまして、27年度からは所得制限をつけてこの事業をやる場合についてはそこも調べて、対象になるかどうかということも練っていくということで、規約の改正等を行っているところでございます。以上です。

議長

松原議員。

7番
松原議員

農業協議会のことはちょっと理解あれだったんですけど、この中でですね、農家の水田だとか和牛だとか、畜産だとかそういう農家の人方について、実習生だとかそういう新規就農に対しての募集やなんかは・・・でも行っているんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

申しわけありませんけれども、もう一度質問をしていただけますか。

7番
松原議員

新規就農の促進で和牛だとかの農業関係で酪農だとか、軽種馬だとか、畜産だとか、そういうところのかかわりを持っている農家についても、この実習だとかそういうことを受け入れることができるのかどうかお伺いしたいです。

議長

これは新規参入者のような、公募をしているかというようなことになるんですか。

7番
松原議員

そうです。

議長

産業課長。

産業課長

お答えをしたいと思います。新規参入につきましては、施設野菜、トマトを主として実施をしてきている関係から、酪農ですとか畜産関係の新規の募集については行っておりません。トマトを中心とした施設野菜をやって複合経営をされるだとか、そういうかたちの方を募集をかけて東京、大阪、札幌で農業人フェアというのをやりましてそちらのほうで、ぜひ平取に来てトマトを作ってみませんかということで行っているところでございます。先ほどの千葉議員の質問の中で答えたとおりですね、最初は作目は花きで行ってございました。その後

すぐトマトに転換をしてトマトを主にして新規研修生を募集する部分については、トマトを主体にしてやってきているというようなかたちでございます。

議長

松原議員。

7番
松原議員

はい、わかりました。次ですね、いろいろな事業をかけながらですね、産業課、まちづくり課、アイヌ施策課ということで農業振興対策を進めて次の担い手育成だとか、そういう定住化事業などに情報だとか・・されていると思いますけども、この連帯を密にする組織っていうかそういうことは中心になってどこがやっているんでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、私のほうから平取町地域活性化協議会、これが行っている事業という視点からお話をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、私どものところは6団体で協議会を作りまして、その事務局はアイヌ施策推進課が持っているということになってございます。その下に各団体のほうから事務局長クラスの方々をお呼びして運営委員会を開いてございます。さらに役場の内部では、地域再生戦略会議、これを組織しておりまして、こちらのほうは副町長をリーダーとして、産業課長、まちづくり課長、生涯学習課長、それと私と入ってさまざまな議論をしています。それを受けたかたちで運営委員会、協議会にかけて事業を実施するということになっていきますので、そのような連携あるいは情報の交換を行いながら事業の展開を行っているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

松原議員。

7番
松原議員

これからもですね、いろんな事業に対してですけどもどんどん進めていっていただきたいと思います。次に担い手について、後継者の受け入れについて。また法人化に向けた、農業者の取り組みについてお伺いしたいと思います。平取町農業体験、就農者を募集して、新規参入だとか、条件ありますけども多くの若い人や独身者、年齢を問わなければ平取町での農業体験だとか、就農に対して、公募する人も増えるのでないかっていうことも考えられます。今後、各事業に個々の条件にあった補助金、長期雇用ができる実習農家や就農者を受け入れができる対応策が必要と考えております。担い手や後継者を受け入れる受け皿となる農家への取り組みが必要と考えております。このようなことをこれから農業に向けて、法人化の取り組みをしなければならないと考えております。現在ですね、高齢者や後継者不足と深刻であります。農業生産、耕作放棄地の解消や土地を守るには町外からの人材を確保することが求められると思いま

す。農業従事者が、農業体験や就職を目指す方々の福利厚生面が充実されることによって、安心して就職もできると思います。これからの農業を変えていく必要があると思いますが、農家が集まり、農業法人を設置することにより、地域農業や経済を担う重要な地位でいて普及が必要と考えております。国でも農業経営の法人化の支援、集落農家への組織化、経営の法人化に取り組む支援をしておりますが、今後離農農家や後継者のいない個人農家の理解を求めながら農業法人を目指す必要があると思います。先日道新に楠木前組合長の記事に載っていた中で、法人化で好転ということでオホーツク管内の津別町の記事が載っておりました。農地を守るためには、集落で農家による農業法人の設立を推し進めてきて成功しているという例もございます。現在、平取町の農業法人の戸数は少なく、平取町でも農業法人に向けた運営、指導、支援ができないか、今後の農業法人化に向けての政策に取り組む考えはないか、町長にお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問のほうにお答えをしていきたいと思います。平取町の新規参入ですとか就農促進の部分につきましては、千葉議員のときにもお答えさせていただいておりますけれども、平取町では平成9年から新規参入者の受け入れ要領を制定して現在まで18戸の新規就農者の受け入れを行ってきている状況でございます。これは平取町の農業政策や財政状況などを踏まえて行ってきたものでございまして、その実績から北海道全体としても先進的な地域というような評価をいただいているところでございます。それに伴い、いろんな事業等、新規就農者の受け入れに対しての補助事業ですとか、住宅の関係ですとか、そういう部分にも実施をしてきているところでございます。またUターンですとか後継者の確保、後継者をきちんと迎え入れるというかたちでは先ほど言ったとおり、就農促進対策の補助金等も使ってきているところでございます。今後高齢化や後継者不足に悩む農業の対策としては新規で来て就農していただくという部分を町としては中心に押さえて実施をしていきたいというふうに考えております。ただ先ほども答えたとおり、いろんなかたちでの就農の要望というか、ニーズがあるということでございますので、そういうものに対応したシステムづくりですとか、どのようなかたちで希望している人がきちんと就農していけるかというのを考えながら第6次の計画に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますけれども、産業課農業サイドとしてはまず第1に、新たに平取町に来てもらってる方がきちんと成功して生活をしていける、そして農業のほうにも貢献していただけるというかたちを第一に考えておりますので、その部分につきましては10何年実施をしてきて、システムができていくということでございますので、それを踏まえてやっていきたいというふうに考えておりますけれども、昨今はですね、地域おこし協力隊が各町において農業関係に

就かれて新冠あたりでも、新冠町では今年度一人就農したということを知っています。ただそこまでには何人もの方が農業関係で来ておられて、それによってようやく1人就農したということで、なかなかハードルが高い部分もありますし、農業に志を持って地域おこし協力隊として来ている方が成功していくようなかたちをうちはきちんと取りながら、農業を続けていける、農業で生活していけるようなものをきちんとかたちとしていきたいというふうに考えております。法人化の部分については副町長のほうからお願いします。

議長

副町長。

副町長

それでは農業経営の法人化について、私からご答弁させていただきたいと思っております。前段、千葉議員のご質問の中で産業課長が答弁した中にもありまして、平成22年の4月現在、平取町のいわゆるその販売農家、農畜産物を販売している農家が278戸というお話がございました。287戸のうち、現在、平取町に本拠地を置いている農業生産法人は21法人ということになっております。これが多いか少ないかということですが、パーセンテージでいくと10%にも満たないという状況で決して多い数字ではないということがございます。この数字が示しているのは平取町の農業に法人化が当てはまるのかどうなのか、マッチするのかどうなのかというのがやっぱり一番の問題なのかなというふうに思っております。農業の法人化の推進につきましては、基本的には農家個々の経営の問題でありますので、自ら法人化を進めたいという意欲がなければなかなか関係機関が無理に法人化を進めてもなかなかうまくいかないというふうに考えております。今もうなくなりましたけれども、一昔前に北海道農業会議という組織がございまして、一時農業会議も地域農業の法人化を進めた経過がございまして、なかなかやっぱり地域の農家はそれにのっていきなかつたという例がございまして。特に、何がそこで問題なのかということもございまして、法人にすると通年、まあ家族だけの経営であればいいんですけれども、雇用をしながら法人経営をしていくということになると、通年雇用していかなければならないということになります。ですから仕事のない時期もですね、雇用した人間に給与含めて、払っていかなければならないという、そういう経済的な負担がかなり大きくなるという面がございまして。また農業経営の法人化を進めるためには農家の個々の経営を承知をしております農協の役割が、大きいというふうに思っております。行政としては農業者に対する研修会の開催、さらには農業法人が対象となる補助事業等の情報提供など、側面から支援せざるを得ないのかなというふうに思っております。町では農業支援センター、あるいは農業委員会の中で、農業の法人化に向けての一つの事業のPR等も実施をしております。北海道も、地域農業を担う農業生産法人等の支援事業というのもございまして。ただこれにはいろんな制約がありますので、どの法人もこの事業に適応するというにはなっておりません。このようなこと

から、今後は平取町農業振興計画並びに平取町農協の中期計画の策定期間も来ますので、農業関係機関及び農業者により農業の法人化について十分議論をして、方向性を見出すことが必要ではないのかなというふうに思っております。このようななかで町としても、さらに協力の具体的な支援策が必要となれば、十分検討させていただきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長

松原議員。

7 番
松原議員

農業法人というのはなかなか個人的にもですね、経済的にもいろんなハードルが高いということを指摘されておりますけれども、これからいろんなかたちで、農業従事者に対してもきちっとした福利厚生面でも保障等、働きやすい農業対策をとっていただければと思っております。そのためには、農業基盤を強くしてですね、より良い農業の発展を目指していただきたいと思っております。次にですが、生産の6次化についての、販売について、次、お伺ひしたいと思ひます。今、6次化産業と言われておりますけれども、各地でいろんなことを事業やっておりますけれども、まだ1次産業の農林業者、生産物生産、就農だけにとどまらずその原料を加工食品、製造販売、ならびに観光農園のような資源を活かしたサービス等第2次や第3次の産業まで手がけることですが、平取町内では、個人農家が野菜づくりや農産物の加工、特産品、地域の加工クラブでの特産づくり、農産物や商品をいろんなかたちで取り組んで各団体等が、地域の消費者や農協、直売所などに販売をしているのが現状なんですけれども、こういう平取町の特産物を活かした販売のできる産業といいますかに向けて、取り組んでいただければということで、今平取町の農産物の販売する場所、農協だとかそういうところは、各団体でありますけれども、町全体としてですね、生産者との連携、6次化に向けての、ネットワークづくり、協力隊だとかいろんなかたちで、今やっておりますけれども、特に中心となって、これから平取町も力を入れていただける支援を考えていただければということで、6次産業のネットワークの構築だとか、プロジェクトを考えることができないかということでもあります。また販売施設についてなんですけれども、調査によりますと、平取の町村以外から来町されているお客様からですが、1か所で平取町の地場産品の特産物だとか農産物を一括してその場所で買えないのかという声もございまして、そういう総合的な施設、道の駅風のそういう施設があればなあというような意見もございまして。その中でですね、今、今年からびらとり温泉ができて、結構平取町外からも平取に足を運んで温泉施設等に来ていただいている旧びらとり温泉の跡地なんですけれども、そういうところを利用した施設が利用できないのかという声もございまして。また、町内でこどもさんたちやそういう子育てするお母さんからもファミリーランドだとか遊びに来るんですけどもそういう施設があれば、遊べる。また、学生等が来たときには、合宿の場所としても併用できるの

ではないかということで、できれば旧びらとり温泉の跡地が利用できないかということをおっしゃってあります。もしそういう利用が可能であればですね、商工会や民間企業等の協力をいただきながら、運営委員会みたいなどを設置してはどうかと考えておりますけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問のほうにお答えしたいと思います。農業の6次産業化ということですが、千葉県議員の質問でまちづくり課長も答えておりました、企業誘致を絡めて6次産業化という部分では答弁していたところでございます。農業サイドとしてもですね、そういう地場産のものを活用したものを6次産業化していきたいという話が聞こえてきているところでございます。平取町における6次産業化の最も大きなものとしましてはトマトジュースの生産があげられるんじゃないかというふうに思っております。その他に、トマトジャムですとか味噌、豆腐などをつくってですね、かなり前からつくられてきて、最近はその他にもいろんなものを作って販売していきたいという声も聞こえてきておりますので、行政としてどのような支援や効果的な施策が行えるかということを検討してまいりたいと思っております。また、直売場が出てきておりましたけれども直売場につきましてはJAの直売場が荷菜にありますけれども、もう少しきれいにですとか、場所という話で、以前からそのような意見がだされてきているところでございまして、町としてもJAとも協議をしたり、いろんな機関で観光ビジョン等でも話をしているところでございまして、JA自体も現在ある直売場の整備についてきちっとやっていきたいというような話も出てきているところでございますので、それをすべて直売所で売ることになると町内にはほかにも商店がございまして、商工会ですとか商工関係者とも協議をしながら、JAとも意見交換をしながらできるだけ早い段階で、どのようなかたちが一番いいのかというのを協議して進めて参りたいと思っております。また旧温泉についても話がありましたけれども、これまでも昨年の9月の議会、また本年の6月の議会でも質問がありまして、旧温泉の利用につきましては、答弁をさせていただいてきているところでございますけれども、現在は白紙の状態ということで、今後議会との協議ですとか町民の方々の意見を聞きながら、協議をしながら、どのような活用が一番いいのか、また、撤去したほうがいいのかということをはっきりさせながら壊すとしてもかなりの財政負担があるということでございますので、第6次の総合計画に盛り込んで検討していきたいというかたちでの答弁でございます。今回についても同じ答弁になります。以上です。

議長

松原議員。

7 番
松原議員

旧温泉についてはいろんな議論がありまして、できれば、1年でも早くですね、施設を造っていただきたいという、利用させていただきたいという声がございますので、第6次計画ということに煮詰めているということですのでできるだけ町民の声を取り入れていただいてですね、運営をしていただきたいと思えます。以上です。質問をおわります。

議長

松原議員の質問は終了します。続きまして、4番松澤議員を指名します。松澤議員。

4 番
松澤議員

4番松澤です。先に通告しております成年後見制度について大きく二つに分けて、質問いたします。成年後見制度は、まずごく簡単に申しますと精神上的障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらうという制度でございます。その成年後見制度は、2000年に介護保険制度とともにスタートしましたが、制度の認知度の低さや後見人のなり手不足等の要因から、全国的にも利用実績が少ないのが現状です。しかし、我が国の高齢化は急速に進行中で、我が町も高齢化率は30%を超えるなか、高齢者をねらう悪徳商法の抑止のみならず、増え続ける認知症の高齢者等が安心、安全に当町で暮らし続けるために成年後見制度利用促進のための体制づくりは急務と考えます。平成22年の6月にも櫻井議員がその必要性を一般質問なさっております。その後担当課や関係する広い範囲での勉強会を行っていることと、本年度4月から施行されている平取町成年後見制度利用支援事業は、大きな一歩と言えらると思えます。先日も平取町成年後見制度セミナーにたくさんの方が参加しております。その方々は、制度の勉強はもうわかった。次はどうやってそれを実行していくのか、と言っている方がいました。身近に困っていることがたくさんある。何とかまわりで対処したけれど、やはり最後は家族しかできないことが多い。そして、そんな制度があるなら、今から考えていきたいと感じたようです。さらに、セミナーには、町内の金融機関の職員の方の参加もありまして、高齢者等と現場で接するなかで権利擁護の取り組みの必要性を感じていらっしゃるようです。このように、私たち町民一人一人、特に町内で高齢者等に接する方々が、人ごとではないという認識を持ち始めています。これまでの取り組みの成果として、潜在するニーズが掘り起こされ、当然その相談には保健福祉課へ足を運ぶこととなります。しかし、せつかく掘り起こしたニーズですが、現状を見ましたら、普段、いろんな分野の相談にのっている職員に今以上の専門知識をもって住民に十分な説明と指導をする時間をとる業務が行えるか疑問です。窓口業務は不安な問題、疑問等を抱えてくる町民に対して理解してもらって納得してもらい、解決していくことですが、時間もかかりますし、根気があることです。しかも、ほかにもいろんな仕事を抱えての対応ですから、成年後見制度にしっかり取り

組むためには、その後の組織づくりの準備の意味も含め、できれば、社会福祉士が対応する権利擁護に関する専門の相談窓口を設けるべきと考えますが、伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、権利擁護に関する専門相談口の設置についてのご質問にお答えしたいと思います。現在、保健福祉課の福祉係が権利擁護に関する窓口の相談に従事しているところでございます。将来自分が寝込んだり、認知症になったとき、自分の大切な財産を誰か守ってくれるのか、そんな不安を抱える方は少なくございません。年を重ねるごとに判断能力が衰え、その結果として、悪徳商法の被害に遭うなど、自分の利益を自分で守れなくなってしまうという、今の現状でございます。そんな高齢者や障害を持つ人のために、人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人にかわって財産を適切に管理したりすることが、権利擁護ということになります。つまり個人、人間として、尊厳を持って生きていくことが、生活上、重要な場面でサポートすることが必要になってくるかなと思っております。今後、高齢化が加速するなか、こうした権利擁護の問題は福祉をはじめとする介護現場でも多く、見られている状況でございます。議員が、ご指摘の通り、今以上の専門知識をもって対応しなければならないと考えております。専門相談ができる、窓口の設置については十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

松澤議員。

4番
松澤議員

ありがとうございます。現在の保健福祉課は、子ども、子育て、高齢者に対して幅広い案件を受け持っています。それも、できれば分けたほうがよろしいのではないかと考えていることでございますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。次に、市民後見人に関することと、実施機関の体制づくりについての質問をさせていただきます。後見人の区分には親族後見、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見、社会福祉法人等の法人後見、そして新しく加わった市民後見です。従前は家庭裁判所によって選任され、成年後見人になれるのは、家族、親族のほかは弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職でした。ところが、成年後見制度の利用が進むにつれ、専門職の不足が問題となり、家族、親族以外に成年後見人となって、高齢者や認知症を患った方などを保護、支援する人々の必要性が高まってきました。そこで、一般の市民が適切な研修を受け、後見支援組織のバックアップを受けて成年後見人として活動することができる、市民後見人制度が誕生しました。2011年に老人福祉法が改正され、市町村は市民後見人にふさわしい候補者を育成するための研修や家庭裁判所への推薦などの必要な措置を講じるよう努めなければならないと、法

律で定められ、こうした動向を受けて、厚生労働省は、市民後見推進事業を全国の市町村でモデル化し、この事業の育成を支援することとしました。しかし、市民後見人としてその職務を遂行するためには、市民後見人制度の基本理念の正確な理解が必要です。それは、市民後見人の活動については、報酬はなく、後見業務に要した実費のみ被後見人から支払われるというものなので、社会貢献の意欲が強く、地域における総合支援活動として、市民という立場を生かした身近なところで行っていく、地域のため、友人知人のため、いわゆるボランティアの気持ちで活動するということです。市民後見人養成講座に関するものを読んでましたら、基礎講習に引き続き、実務講習等を積みかさね、講習を受けられた方の中から、十分な知識と技術等が身についた方について、家庭裁判所に後見人等候補として推薦していく予定です。その中で、家庭裁判所が後見人等として選任した方のみが、後見業務を担うこととなります。(受講者全ての人が後見人となれる保障はありません)とありました。こんなに一生懸命やっても後見人となれない場合もあるということなんです。実際の後見活動ってというのは、極めてやはり人の預貯金とか、いろんな個人的なことに対してのお手伝いなので、個別性が強くて、市民後見人の適切な判断と対応が求められることも多いので当然そういうこともあるとは思いますが、誰もが簡単にはいかないということがわかります。現在平取町には弁護士、司法書士はいない状況です。我が町にとっては、市民後見人を養成していくことが重要です。市民後見人になるためには、各市町村で開催されている研修を受けなければなりません。研修を修了すると市町村から家庭裁判所に対し、後見人候補者として推薦し、家庭裁判所後見人候補者名簿に掲載されます。平成24年と25年には市民後見人に関する法律の改正も行われ、市民後見人も重要視されるとともに、市町村の役割として位置づけられました。研修を実施し、研修を修了した市民が実際に市民後見人として活動できるように、身上配慮義務や本人意思の尊重など、具体的にどのように対応すればいいのか、それを支援、監督する組織、実施機関の体制づくりについても取り組んでいくべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

支援機関の体制づくりについてというご質問でございます。お答えしたいと思います。今現状では、認知の高齢者や、ひとり暮らしの高齢者が非常に多くなってきております。先ほどから出ております成年後見人制度の必要性が高まっており、また需要の拡大が見込まれるというような状況であります。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人のその役割をも担うわけですが、地域の事情によって、その弁護士、司法書士などがいないということも考えまして、地域に住む一般の住民が後見人になり、支える体制づくりの構築が求められているということになるかと思っております。こういう状況をみまし

て、平成24年に老人福祉法が改正されました。市町村の市民後見人の養成を努力義務として法律上で定められたものであります。市民後見人は、一般の後見人とは異なりますが、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースの受任ということになるかと思えます。生活の見守りや、身上監護を中心とした後見業務を行なうというものであります。こういうことを受けまして、平取町においても地域における、市民後見人の普及活動推進にきたところであります。特に、高齢者虐待防止ネットワーク会議で、成年後見人制度の普及推進、また講演会、セミナーなどを各種実施してきたところでございます。今後、市民後見人を確保すべく、体制づくり、養成研修、また実施機関の設置などを十分検討してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

松澤議員。

4番
松澤議員

最後に東京大学市民後見研究実証プロジェクトの中にのっていた文章を引用させていただきますが、市民後見人になるときもなつてからもとても大変なことだということはちょっとわかったんですけども、その中の文書なんですけど、「では、一般の市民があえて他人の後見活動を行う理由とは一体何なのであろうか。それは仮に親族後見人が家族愛、専門職後見人が職業倫理とするならば、市民後見人は地域的共助の精神ということができよう。市民後見とは、地域における一般の市民同士が、困ったときはお互い助け合いの精神に基づき、地域の認知症高齢者等の社会的弱者を支援する活動ということが出来る。これは、地域の市民みんなが自分が健康なうちは自分ができる範囲で地域で困ってる人を助ける活動を実践することであり、そのような実践を通して、地域の誰もが、自分が困った状況になったときは、地域の誰かがきつと助けてくれることを期待できるような社会をつくり上げていくことを意味している」とありました。この精神はいろんなことにつながっていく考え方だと思います。これをきっかけに目に見えない温かい心の貯金をできる町にしていきたいと思えます。そのためには、成年後見人制度の専門窓口をまず手始めに開設し、町民への説明をしながら理解を求めながら、市民後見人を育成、活動支援を行う実施機関を開設していくべきと考えます。町長が目指している町民が健康で豊かに安心して暮らせるまちづくりに欠かせない仕組みとなると思えます。先日の平取町成年後見人制度セミナーに町長もいらっしゃっていたようなので、最後に町長の考えをうかがって終了したいと思います。よろしくお願ひします。

議長

町長。

町長

それではお答え申し上げます。るる担当課長のほうから答弁をさせていただきますので、簡潔にお答えを申し上げたいと思えますが、ご存じのとおり、当町にお

いては、高齢化率も30%を超えまして、認知症、知的障害の理由で判断能力の不十分な方々が増えてきてございます。また不動産あるいは預貯金などの財産を管理したり、あるいは介護サービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要性があっても自分でこれらのことをするのが難しい場合がございます。また自分に不利益な契約があっても、よく判断できずに契約を結んでしまって、悪徳商法の被害にあうおそれがございますので、このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するためには成年後見人制度は大変重要というふうに考えてございますので、現在、庁舎内部におきまして、専門相談のできる窓口の設置について検討をしております。また今後は行政だけでは対応が難しくなってくるのが予想されますので、今後、市民後見人を確保する体制を整備するために、養成研修あるいは実施機関の設置検討を前向きに検討してまいりたいというふうに思いますので、お答えを申し上げます。以上です。

議長

松澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了します。

日程第6、報告第3号請願審査結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第6、報告第3号2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める請願について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第3号については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第7、請願第12号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する請願について、

日程第8、陳情第6号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める陳情について、

日程第9、陳情第7号必要な介護サービスを受けられるよう求める陳情について、以上3件を一括して議題とします。この3件の取り扱いにつきましては、先に開催されました議会運営委員会におきまして、協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

提出されております請願1件、陳情2件について、12月18日に開催されました議会運営委員会で協議しました結果、以下のとおり、常任委員会に付託し

て審査することで意見の一致をみております。請願第12号、陳情第6号及び陳情第7号、この3件については、産業厚生常任委員会の付託としておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第12号、陳情第6号及び陳情第7号につきましては、産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしでございます。従って、請願第12号、陳情等第6号及び陳情第7号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

(散 会 午後 3時15分)